平成27年度

包括外部監査結果報告書

平成28年3月

秋田県包括外部監査人 公認会計士 山﨑聡一郎

目 次

第1 包括外部監査の概要	
第2 秋田県の基金の概要	
1. 地方公共団体における基金の概要	{
2. 秋田県における基金の概要	
第3 基金の財務事務に係る全般的事項	1
1. 基金の繰替運用	1:
2. 秋田県の基金の運用状況	
3. 基金の運用先	
4. 基金の条例の記載事項	
5. 出資法人の基本財産及び特定資産	
6. 基金に対する監査委員監査	
第4 各基金に関する事項	3 ⁻
1. 秋田県財政調整基金	3 [.]
2. 秋田県減債基金	
3. 秋田県地域活性化対策基金	
4. 災害救助基金	4 ⁻
5. 秋田県地域おこし支援基金	
6. 秋田県芸術文化振興基金	
7. 秋田県地域医療介護総合確保基金	
8. 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用	マンション基金 62
9. 秋田県社会福祉施設整備基金	67
10. 秋田県高齢者健康保持及び地域支援体	制整備基金7 ⁻
11. 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金.	
1 2. 秋田県公的医療機関等設備整備基金.	

13.	秋田県地域医療再生臨時対策基金8	34
14.	秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金8	37
15.	秋田県環境保全基金9	90
16.	秋田県林業開発基金9)3
17.	秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金10	00
18.	秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金10)3
19.	秋田県土地開発基金10)7
20.	秋田県美術品取得基金11	1

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 特定の事件(監査テーマ)

基金の運営と管理に係る財務事務

3. 監査対象年度

平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日) ただし、必要に応じて、過年度も調査対象とした。

4. 監査対象部局

基金を所管する課その他基金に関する財務事務に係る関連部局 具体的には以下のとおり。

総務部総務課、財政課、総合防災課 企画振興部地域活力創造課 観光文化スポーツ部文化振興課 健康福祉部福祉政策課、長寿社会課、子育て支援課、医務薬事課 生活環境部環境管理課 農林水産部林業木材産業課 産業労働部産業政策課、雇用労働政策課 出納局会計課、財産活用課 教育庁生涯学習課

5. 監査の実施期間

平成 27 年 6 月 30 日~平成 28 年 2 月 29 日

6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 山﨑聡一郎

補助者 公認会計士 宗和暢之

公認会計士 日野克紀

公認会計士 片桐將人

公認会計士 藤巻祐輔

7. 特定の事件を選定した理由

多くの地方公共団体が、厳しい財政運営を余儀なくされる中、財政改革として、地方債の削減と基金の拡充を掲げている。このうち、地方債については、原則として、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できるとする地方債制度等の枠組みの中で、資金の貸し手や議会を含めた一定のガバナンスの確保及び実質公債費比率等の財政指標をはじめとする各種のモニタリングが図られているところであるが、基金については、これらの仕組みが地方債に比べて十分ではなく、制度の運用を地方公共団体の裁量や判断に拠る部分が少なくない。

秋田県では、平成 26 年度末に、41 基金(総額 1,110 億円)が積み立てられている。また、 県の「新行財政改革大綱(第 2 期)」(実施期間:平成 26 年度~平成 29 年度)においても、 健全な財政運営の一つとして「財政 2 基金の残高確保」を掲げている。

県が設置した基金が、法律・条例等に照らして、必要かつ十分な水準であるかどうか、 繰入れ・取崩しが適切に行われているか、運用を含めた管理が適切に行われているか等に ついては、今後の県の財政運営に重要な影響を与えるものであり、かつ、県民の関心も高 いと思われる。

そこで、基金の運営と管理に係る財務事務を監査のテーマとして取り上げる。

8. 外部監査の方法

(1)監査の要点

基金の運営と管理に係る財務事務について、準拠性及び有効性・効率性・経済性の観点から監査を実施する。

具体的な監査の要点は以下のとおりである。

- ① 条例や諸規則等に従って、設置目的に沿った運営・管理を適切に行っているか。
 - ・基金の積立てに関して、必要な額が積み立てられているか、又は過剰に積み立てられていないか。積立て方針は適切に整備・運用されているか。
 - ・基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか。取崩し方針は 適切に整備・運用されているか。
 - ・基金の運用に関して、確実性、効率性は確保されているか。運用方針は適切に整備・ 運用されているか。
- ② 県全体の資金繰りに照らして、繰替運用・一時借入金の借入れ等が効率的に実施され

ているか。

- ③ 行財政改革の観点から、適切な基金制度の運用がなされているか。
- ④ 出資法人が有する基本財産及び特定資産に、実質的な県の基金といえるものがないか。

(2) 主な監査手続

(基金全体の監査)

- ① すべての基金に係る条例等を査閲し、基金の概要を把握する。
- ② すべての基金の直近推移、現在高を把握し、異常性の有無を把握する。
- ③ 財政課、会計課等に対して、ヒアリング及び書面調査を実施する。

(個別の基金の監査)

- ① すべての基金に対して調査票を作成し、基金の現況調査を実施する。
- ② ①で把握した内容をもとに、基金の造成財源や規模等に照らした重要性を踏まえて、20の基金を抽出し、各基金の所管課に対して、ヒアリング及び書面調査を実施する。
- ③ 財産で運用している基金について、必要に応じて、保管現場を視察し、運用財産が適切に保全されているかを確認する。
- ④ 平成 26 年度末の各基金の残高の実在性を確かめるため、預金等の残高について、銀行 残高証明書等(県が入手したもの)と照合する。また、物品等で保有するものについて は、県で実施した棚卸し等の関係資料と照合する。

抽出した20の基金及び所管課は以下のとおりである。

No.	基金の名称	所管課
1	秋田県財政調整基金	総務部財政課
2	秋田県減債基金	総務部財政課
3	秋田県地域活性化対策基金	総務部財政課
4	災害救助基金	総務部総合防災課
5	秋田県地域おこし支援基金	企画振興部地域活力創造課
6	秋田県芸術文化振興基金	観光文化スポーツ部文化振興課
7	秋田県地域医療介護総合確保基金	健康福祉部福祉政策課
8	秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マン	健康福祉部長寿社会課
	ション基金	
9	秋田県社会福祉施設整備基金	健康福祉部長寿社会課
10	秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備	健康福祉部長寿社会課
	基金	
11	秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金	健康福祉部子育て支援課

12	秋田県公的医療機関等設備整備基金	健康福祉部医務薬事課
13	秋田県地域医療再生臨時対策基金	健康福祉部医務薬事課
14	秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金	健康福祉部医務薬事課
15	秋田県環境保全基金	生活環境部環境管理課
16	秋田県林業開発基金	農林水産部林業木材産業課
17	秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基	産業労働部産業政策課
	金	
18	秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金	産業労働部雇用労働政策課
19	秋田県土地開発基金	出納局財産活用課
20	秋田県美術品取得基金	教育委員会生涯学習課

(3) 指摘事項及び意見

本報告書において、指摘事項と意見は次のように区別した。

指摘事項	法令、財務規程等に照らして、準拠性又は有効性・効率性・経済性を満
	たさず、違法又は著しく不当な状況になっているものと監査人が判断し
	た事項
意見	指摘事項には該当しないが、財務事務を執行するに当たって改善を要す
	るもの、又は検討を要するものと監査人が判断した事項

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 金額単位の端数処理

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

第2 秋田県の基金の概要

1. 地方公共団体における基金の概要

(1) 基金の意義

基金とは、特定の目的のために、①財産を維持し、資金を積み立て、又は、②定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことである(地方自治法第 241 条¹)。

(設置)

基金は、法令により設置が義務付けられるもの(地方財政法に定められる財政調整基金や災害救助法に定められる災害救助基金等)と、条例によって任意に設置できるものがある。

いずれの基金も、設置の要件として、特定の目的のためであることが必要である。特定の目的がない財産の維持であれば一般の公有財産の維持で足り、特定の目的のない資金の 運用であれば、その都度予算措置を行えばよいからである。

(積立て)

基金は、予算の定めによって積み立てられる。1つの基金において、数年度にわたって積み立てられる場合もある。

積立ての造成財源は、基金の設置経緯等によって、一般財源(主に税金)、寄附金、補助金・交付金など様々である。

(運用)

基金は、確実かつ効率的に運用されなければならない(地方自治法第241条第2項)。

地方公共団体が管理・運用する公金には主に歳計現金と基金がある。支払準備としての 決済性の強い歳計現金は「最も確実かつ有利な方法」により保管しなければならないとさ れており(地方自治法第235条の4)、原則として預金中心の運用が求められるのに対して、

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、 資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

¹ 地方自治法による基金に係る定め (基金)

² 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

³ 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

⁴ 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

⁵ 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

⁶ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⁷ 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

⁸ 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

基金はより長期的・計画的な観点から国債・地方債も含めた効率的な運用が求められているものと解釈できる²。すなわち、基金は、安全性・有利性・流動性を踏まえながらバランスをよく勘案して効率的に運用すべきであり、安全性だけを追求して低利な運用に偏ることや、有利性だけを追求して元本割れ等のリスクが高い運用や超長期債での運用に偏ることは適切ではないと考えられる。

「安全」で「有利」な運用という一見して背反する 2 つの要素を同時に満たす運用方法 に唯一の正解はないが、運用期間を細かく管理することで、当面使う見込みのない資金は 長期の定期預金や国債・地方債等で長期運用し、短期間のうちに使う見込みがある資金や 不測の事態に備えて積み立てている資金は譲渡性預金等で短期的な運用をするなど、最適 なポートフォリオを実現するための工夫が求められる。

(処分(取崩し))

基金は、設置目的に従った特定の目的の使途に充当することでしか処分できない(地方自治法第241条第3項)。一方、特定の目的に従っているのであれば、元本部分も運用利息部分も処分できる。

基金を取り崩して事業の支出に充当する際は、基金から直接支出するのではなく、取崩額をいったん一般会計に繰り出した上でなされる。したがって、条例における処分に関する事項は、処分に一定の制限を加える場合等に設けられる。

また、一定の役割を終えたとして基金を廃止する場合は、条例を廃止した上で、全額を 取り崩して一般会計等に繰り入れる。

(繰替運用)

基金は設置目的に沿って使用されなければならないが、条例で「繰替運用」と呼ばれる規定を設けておくことで、当該基金に属する現金等の残高に余裕がある場合に、当該基金

【地方自治法 第235条の4】

普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(歳計現金)は、(中略)<u>最も確実かつ有利</u>な方法によりこれを保管しなければならない。

【地方自治法施行令 第168条の6】

会計管理者は、歳計現金を<u>指定金融機関その他の確実な金融機関への預金</u>その他の最も確実かつ有利な方 法によって保管しなければならない。

【昭和38年12月19日通知】

「最も確実かつ有利な方法」とは、通常は金融機関に預金して安全に保管することであり、かつ、支払準備金に支障のないかぎり適時適正に預金による運用の利益を図ることであり、これを基本的な原則とする意味である。

○基金の積立金

【地方自治法 第241条】

基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び<u>確実かつ効率的</u>に運用しなければならない。 【地方財政法 第4条の3】

積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券の買入れ 等の確実な方法によって運用しなければならない。

² 歳計現金と基金の運用に関する法律上の取扱い(一部要約。傍線は監査人が加筆)

[○]歳計現金

を取り崩すことなく、歳計現金へ繰り替えて運用することができる。通常、補助事業に係る基金は繰替運用の対象にならず、単独事業に係る基金が対象になる。

繰替運用を実施する場合には、資金を受ける側の会計(通常は一般会計)において繰入 金として予算措置し、一定期間終了後に当該基金に返還する。

財政運営の資金が一時的に不足した際に、外部から有利子借入れをして資金調達するくらいなら、基金に積み立てられている当面使用しない現金預金を当該基金から繰替運用として融通する方が、県全体として財政負担を軽減できることがあり、このような場合には繰替運用は有効な資金運用手段である。しかし、基金の残高が減らないにもかかわらず繰替運用相当額の現金は費消されてなくなっているため、これが長期間返還されない場合には、実質的なヤミ起債に当たるとも言われている。繰替運用を行う場合には、このような問題を発生させないよう、適切な運用が求められる。

なお、秋田県では、基金の多くの部分を大口定期預金や譲渡性預金で運用しており、繰 替運用するためにこれらを解約することにより生じる逸失利益よりも、一時借入金3を借り 入れることで生じる支払金利負担の方が小さいことから、一時借入金の活用を進めており、 近年、繰替運用の実績はゼロである。

(2) 基金の種類

前述したように、基金は、①特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの(以下「積立基金」という。)と、②特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの(以下「定額運用基金」という。)に大別される。

積立基金の運用から生じる収益及び基金の管理に要する経費は、総額予算主義の建前から、歳入歳出予算に計上しなければならない(地方自治法第241条第4項)。

一方、定額運用基金については、基金から直接貸付けを行ったり回収を受けたりするなど、原資金の範囲内で歳入歳出予算とは関係なく経理されるため、地方公共団体の長は、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、決算書類と併せて議会に提出しなければならない(同法第241条第5項)。

基金の果たす役割に着目すると、年度間の財政調整機能を果たす基金、造成財源から生み出される果実事業の原資に充てるための基金、複数年度にまたがる事業を円滑に実施するための基金など、その種類は多様である。

٠

³ 一時借入金

地方公共団体が、一会計期間において歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる資金をいう(地方自治法第 235 条の 3 第 1 項)。一時借入金は、一時的な収支の不均衡を解消するための資金であり、借入れした年度内に償還しなければならない点で、年度をまたいで借入れする地方債とは区別される。

2. 秋田県における基金の概要

(1)基金の一覧

平成 26 年度の秋田県の基金は、下表のとおり、41 基金(総額 1,110 億円)である。

<平成 26 年度末の基金の一覧>

(単位:千円)

No.	戸	近	基金の名称	設置根拠	設置時期	平成26年月現在高
1			秋田県財政調整基金	県条例	S39.4.1	16,761,0
2	÷ 40	財政課	秋田県減債基金	県条例	S54.3.5	20,293,1
3 総務	6台13		秋田県地域活性化対策基金	県条例	H21.3.3	12,059,3
4		総合防災課	災害救助基金	法律	S22.10.18	413,9
5			秋田県社会奉仕活動基金	県条例	H2.3.16	200,0
6 企画	振興部	地域活力創造課	秋田県地域おこし支援基金	県条例	H2.3.16	62,
7		人口問題対策課	秋田県少子化対策基金	県条例	H22.4.1	93,
8			秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金	県条例	S59.9.28	1,195,
al.	光文化ス -ツ部	交通政策課	由利高原鉄道運営助成基金	県条例	S59.9.28	312,
10	-ン部	文化振興課	秋田県芸術文化振興基金	県条例	H8.4.1	1,002,
11		1 - 1 1 - 1 6th 3m	秋田県社会福祉施設職員福利基金	県条例	S49.4.1	53,
12		福祉政策課	秋田県地域医療介護総合確保基金	県条例	H26.12.19	761,
13			秋田県介護保険財政安定化基金	法律	H12.4.1	897,
14			秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金	県条例	H3.10.1	348,
15			秋田県社会福祉施設整備基金	県条例	S39.4.1	744,
16		長寿社会課	秋田県国民健康保険広域化等支援基金	県条例	H15.2.28	451.
17			秋田県後期高齢者医療財政安定化基金	法律	H20.4.1	1,197
程 18	₹福祉部		秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金	県条例	H24.4.1	656
19		障害福祉課	秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金	県条例	H21.7.10	803.
20		子育て支援課	秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金	県条例	S50.4.1	118.
21		健康推進課	秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金	県条例	H21.7.10	10
22			秋田県公的医療機関等設備整備基金	県条例	H46.4.1	2,083,
23		医務薬事課	秋田県地域医療再生臨時対策基金	県条例	H21.12.25	299.
24			秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金	県条例	H22.10.22	3,472,
25		環境管理課	秋田県環境保全基金	県条例	H2.3.16	386
26		温暖化対策課	秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金	県条例	H24.3.9	2,166
生活 27	5環境部		秋田県産業廃棄物対策基金	県条例	H21.3.3	160.
28		環境整備課	秋田県環境保全センター維持管理基金	県条例	H12.4.1	113,
29			秋田県農林漁業振興臨時対策基金	県条例	H22.12.28	6,598
30		農林政策課	秋田県農地中間管理事業等推進基金	県条例	H26.3.11	1,768,
31		農山村振興課	秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金	県条例	H5.12.24	980.
32			秋田県森林整備及び木材産業振興臨時対策基金	県条例	H21.7.10	1,218,
33 農村	木水産部	林業木材産業課	秋田県林業開発基金	県条例	S41.4.1	24,993,
34			秋田県森林整備担い手育成基金	県条例	H5.4.1	803,
35		森林整備課	秋田県森林整備地域活動支援基金	県条例	H14.7.9	283
36		VANCE LETTER NUMBER	秋田県水と緑の森づくり基金	県条例	H20.4.1	159.
37		産業政策課	秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金	県条例	S58.3.11	374.
38 産業	芝労働部	雇用労働政策課	秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金	県条例	H21.3.3	792.
39 出新	h 层	財産活用課	秋田県土地開発基金	県条例	S44.7.1	1,343,
	17HJ	幼保推進課	秋田県子育で支援等臨時対策基金	県条例	H21.3.3	859.
40 41 教育	育委員会	切除推進課 生涯学習課	秋田県美術品取得基金	県条例 県条例	1	
	A America	土圧子百珠 討を実施した基金		乐米例	S55.4.1 合計	3,706, 111,005,

合計 111,005,249

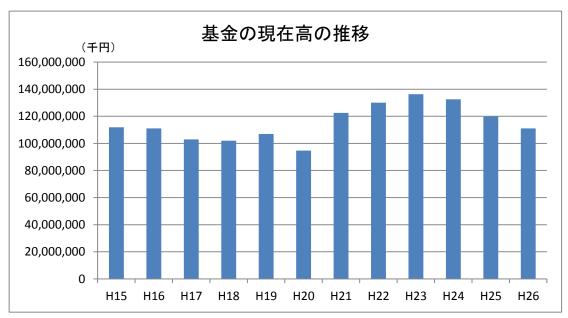
(注2)網掛け:定額運用基金

なお、基金には出納整理期間がないが、上表における現在高は、歳入歳出決算を基礎と して算定した出納整理後の基金現在高である。

(2) 基金の現在高の推移

直近10年間(平成17年度~平成26年度)の基金の現在高の推移は下表のとおりである。

<基金の現在高の推移>



平成 20 年度までは減少傾向にあったが、平成 21 年度に増加に転じ、平成 24 年度以降は 再び減少に転じている。基金の水準としては、毎期 1,000 億円を上回る残高をほぼ常時確 保している。

(預金の実在性の検討)

基金の平成 26 年度末残高のうち、金融機関での運用を行っている預金等について、金融機関からの残高証明書の残高と照合したところ、すべて残高証明書と一致しており、その実在性を確認することができた。

(3) 監査の指摘事項・意見

(意見1)基金の重複や役割見直し等の継続的モニタリングについて

今回の包括外部監査において財政課にヒアリングを行い、県全体の基金のあり方に関して、以下の点を確認した。

- ・現在設置されている基金のうち、目的が重複していると考えられるものはない。
- ・現在設置されている基金のうち、設置目的に照らして本来の役割を終えていると考え られるものはない。
- ・条例等で期限が設けられている基金以外で、過去に統廃合された基金はない。

しかし、県全体の基金のあり方については、平成21年度以前には、県の財源対策のため

に基金全体を俯瞰しての横断チェックをしたことがあるとのことであるが、現在は特にどこの所管課においても基金全体の管理をしているわけではなく、統廃合や重複の検討が十分になされているとは言い難い状況である。

個別の基金のモニタリングのみならず、県全体の財政の効率化を図り、限られた財源を 有効活用していくためにも、一時的なものではなく、基金全体を俯瞰しての横断チェック・ モニタリングを経常的に実施する体制を整えることが望ましい。

第3 基金の財務事務に係る全般的事項

1. 基金の繰替運用

地方公共団体は、起債(借入)が原則として建設債に限られ、いわゆる赤字債の発行が 一定の場合を除いてできない(地方財政法第5条)。

一方、基金(貯金)は基本的に設置目的以外の処分ができず、財政調整基金のみが積立 て時点において特定の使途の定めを持たない貯金のような役割を果たす。

こうした制度上の枠組みの中、地方公共団体は、手元資金が乏しくなった際にそれを厚くする方法として、次の3通りの行為を取りうるものと考えられる。

取	りうる行為	財務面から見た特徴			
基金の	①財政調整基金	・借入に拠らないため、新たな借入利息は発生しないが、			
使用	の取崩し	使用した分の基金の運用益がなくなる。			
		・基金の残高が減る。			
		・基金の積立て・取崩しは予算を通じて行うものであり、			
		一時的な手元資金の不足に対して取り崩すことは想定さ			
		れていない。			
	②基金の繰替	・借入に拠らないため、新たな借入利息は発生しないが、			
	運用	使用した分の基金の運用益がなくなる。ただし、基金に			
		対しては運用益相当の利息が付されて返済される。			
		・基金の運用形態が預金から貸付金に変わるだけで、基金			
		の残高は減らない。			
③一時借	入れ	・追加的な借入利息が発生するが、基金の運用益も継続し			
		て発生する。			

①の財政調整基金の取崩しは、それをしなければ歳入欠陥になるような場合に限定されるものであり、一時的な資金不足に対応して取り崩したり積み立てたりする性質のものではない。

そうなると、②基金の繰替運用によるか、③一時借入れによるか、の 2 つの方法を比較 考量し、有利な方法を選択することになる。その判断は、基金から得られる運用益と一時 借入れすることによる追加的な借入金利負担の比較においてなされるのが合理的である。 地方公共団体は、基金の運用益と一時借入利息の収支バランスを勘案して、全体最適の観 点からトータルで最も安全(確実)かつ有利(効率的)な運用を選択しなければならない。

この点、まずは、内部金融の視点から繰替運用により資金調達を行った上で、なお、不足がある場合にはじめて外部金融である一時借入を行う地方公共団体もある。

それに対して、秋田県では、繰替運用を一切行っておらず、すべて一時借入れによって 資金を調達している。この運用方法が効率的かどうかを検討した。

(繰替運用しないことの効率性の検討)

① 秋田県の資金運用方針

秋田県では、県の資金運用に関して、出納局長、出納局次長、財政課長、産業政策課長、 公営企業課長及び会計課長をもって構成する「資金管理会議」を設置し、資金管理会議に おいて、県税、交付税、補助金、地方債等を含めた県全体の資金管理運用方針や資金運用 計画を策定し、基金等に係る内部留保資金等の預け入れ、一時借入れ等に関する事項を決 定している。

「秋田県資金管理運用方針」では、県資金の確実かつ効率的な運用を図るため、会計管理者が保管する歳計現金、歳入歳出外現金(病院事業会計を除く。)、一時借入金、基金に係る資金の運用方針を定めており、県はこの資金管理運用方針に基づいて、資金収支計画及び基金計画を策定している。

秋田県資金管理運用方針

第三 資金運用の基本方針

第一に、各資金全体の元本確保に努めなければならない。

第二に、歳計現金等は支払準備金に、また基金は将来の取崩計画に支障のないよう、流動性の確保に努めなければならない。

第三に、安全性及び流動性を確保した上で、効率性の追求に努めなければならない。

第五 資金運用方法の基本原則

2. 基金

基金の管理及び運用に当たっては、基金計画に基づき、元本の安全性を確保した上で、 効率性の追求に努めなければならない。

なお、基金の管理については、財政課及び各基金所管課が調整の上、方針を定め、これに基づき会計課が運用を一括して行うものとする。

(1) 短期運用(1年以下の運用)

短期運用については、資金運用計画の範囲内で、預金又は債券により運用するものとする。

ただし、預金による運用の場合は、歳計現金の一時借入金に係る資金調達コストの縮減 を図るため、原則として、借入する金融機関に預託するものとする。

(2) 中長期運用(1年を超える運用)

中長期運用は、将来の基金計画に支障のない場合においてすることができる。

また、中長期運用は、資金運用計画の範囲内で、可能な限り債券により運用するものとする。

(3) 基金繰替運用

基金繰替運用は、財政上必要があると認められるときに行うことができる。

基金所管課は、繰替運用をしようとするときは、事前に会計管理者に協議するものとする。

知事は繰替運用を決定した場合は、その旨を会計管理者に通知するものとする。

② 秋田県の資金運用の取組

基金の運用益と一時借入利息の収支バランスを考えた場合、基金の運用益(収入)の方が一時借入利息(支出)より多いのであれば、基金を取り崩すことなく一時借入れした方が有利であるし、一時借入利息(支出)の方が基金運用益(収入)より多いのであれば、一時借入れせず、基金を繰替運用した方が有利になる。

この点、秋田県では、平成 26 年度において、繰替運用をまったく行わず、資金不足はすべて一時借入れによって対応している(平成 25 年度以前も基金の繰替運用は行なっていない)。

秋田県は、一時借入れを指定金融機関である秋田銀行と北都銀行との間において、それぞれ当座借越、証書借入により行っている。そして、それぞれの金融機関と、基金として預け入れた定期預金の額を超えるまでは、一時借入金の借入利率を当該定期預金の利率と同率とし、定期預金の額を超えた分については「短期プライムレートー0.25%」の利率設定とする契約を締結している。基金の運用利回りは 0.025%~0.310%で推移していることから、基金として預け入れた定期預金の額までは、これと同じ利率での借入れが可能となる。一方、短期プライムレートは平成 21 年以降 1.975%で固定して推移しているため、近年においては、基金として預け入れた定期預金の額を超えた分に係る一時借入金の借入利率は 1.725%となる。

すなわち、秋田県においては、基金として預け入れた定期預金の範囲内においては、できるだけ一時借入れを行った方が財政的に有利である。

平成 26 年度の年間資金収支動向を見ると、基金の預金額が概ね 1,000 億円で推移している一方、年間を通じた一時的な資金不足額 (残高ベース) は最大でも 600 億円程度であり、基金の預金額を超えて資金不足に陥っていないことが確認できた。会計課の説明によると、この傾向は近年においても同様とのことであった。したがって、資金不足額に対して、繰替運用によることなく、全額を一時借入金で調達する秋田県の資金繰り手法は、少なくとも現在の環境においては合理的なものと考えられる。

この方法によると、資金不足の都度、定期預金等を解約する必要がないことから、より 長期的な運用ができるメリットもある。

(実質的に年度をまたぐ一時借入れの有無の検討)

本包括外部監査のテーマとは直接関係ないが、一時借入れが年度をまたぐことができないことに鑑み、借換えにより実質的に年度をまたいで実行したのと同じ効果が発現する一時借入れがないかどうかを検討した。

この点、年間資金収支動向において、3月末日では収支余剰の状況(つまり、一時借入金はゼロの状態。)となっており、その事実はないとの心証を得ることができた。

2. 秋田県の基金の運用状況

基金のうち、物品や貸付金等を除いた、いわゆる運用に回っているものは、平成 26 年度は、期末現在高ベースで 844 億円、期中平均残高ベースで 941 億であった。

一方、これを運用したことによる運用益は 35 百万円であり、平均利率 (利回り) は 0.038% であった。

(単位:千円)

	預	頁金		債券	現金	合計			
大口定期	大口定期 スーパ 譲渡		小計	地方債	当座預金				
	一定期								
期末残高	期末残高								
26,885,004	1	53,059,396	79,944,400	590,000	3,870,104	84,404,504			
期中平均残高									
20,407,705	1,283	73,204,316	93,613,364	559,288	-	94,172,652			
運用利息	運用利息								
8,187	0	26,004	34,191	1,461	-	35,652			
平均利率 (利)	平均利率(利回り)								
(*)0.040%	0%	0.036%		0.261%		0.038%			

(*) (参考) のとおり、1年定期は通常 0.025%であるが、秋田県では金融機関に預け入れる 大口定期の利率を1年未満が 0.025%、1年間は 0.035%で取り扱われ、かつ、平成 26 年度は、5年定期の満期償還等の影響で平均利率(利回り)が 0.04%前後となった。

(参考) 金利水準の情報

①大口定期(1,000万円以上)の金利水準(平成27年11月20日時点)

	秋田銀行 (HPより)	北都銀行(HPより)
~1 年	0.025%	0.025%
2年~4年	0.040%	0.040%
5年	0.050%	0.060%

②国債(平成 27 年 3 月 31 日時点)(財務省 HP より)

1 年 (0.030%)、2 年 (0.037%)、3 年 (0.057%)、4 年 (0.093%)、5 年 (0.131%)、10 年 (0.398%)、20 年 (1.133%)、30 年 (1.357%)、40 年 (1.464%)

(債券による運用が極端に少ないことの効率性の検討)

秋田県は基金のほとんどを預金(大口定期・譲渡性預金)で運用しており、元本割れリスクが高いとされる株式・社債等での運用の実績はなく、かつ、国債・地方債・政府保証債のような安全性が比較的高いとされる債券運用も極めて限定的にしか行なっていない。

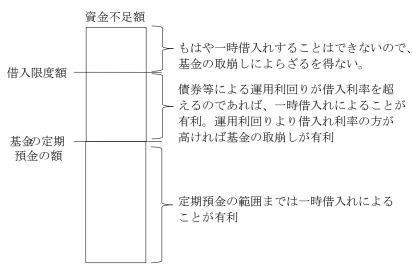
一般的には、大口定期預金と国債の金利水準を比較した場合、大口定期(5年)の金利が $0.050\sim0.060\%$ 、国債(5年)の金利が 0.131%であるように、長期債券であればそれだけ 金利水準が高くなり、利息収入が増える。単純に試算して、仮に基金の半分を 5 年国債で 運用できれば(その前提が妥当であるかはさておき)、約 6,000 万円(=運用に回っている 分の期中平均残高 941 億円×50%×0.131%=6,163 万円)の運用収益を得ることができる。 この観点から、長期国債等での運用が必要ないかを検討する。

秋田県のように、基金による定期預金の額までは一時借入金の利率を定期預金の利率と同一にする仕組みの下では、基金による定期預金をできるだけ多く保有することが重要となる。

現在、秋田県では「秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金」で債券(北海道債(5年債))による運用を行っており、その運用利回りが 0.2%~0.3%である。これと、一時借入利率 1.725%と比較した場合、一時借入利率の方が高い。したがって、できるだけ、低金利での借入枠を広げるために基金を債券ではなく預金で運用した方がトータルでは有利な状況にある。1.725%を超える運用先があれば当該商品で運用することの方が有利であるが、40年国債の利率ですら 1.5%に満たない現在の低金利下の状況においては、ある程度安全性・流動性を犠牲にしなければそうした商品による運用は困難であろう。

したがって、当該状況下においては、当面使用の予定がない基金であっても、債券での 運用より定期預金で運用し、低金利の一時借入れの枠をできるだけ広げておくことが最も 有利な方法ともいえ、県の運用方針は合理的なものと考えられる。

強いて言えば、年間の資金運用における一時的な資金不足額の最大額を超える基金の額については、定期預金で運用するよりも長期の債券で運用した方が有利であるため、金利水準等を勘案しながら総合的に運用していくことが求められる。



3. 基金の運用先

(1)基金の運用先の決定方法

「第3 基金の財務事務に係る全般的事項 1.基金の繰替運用」に記載した「秋田県 資金管理運用方針」に定められているとおり、基金の運用に当たっては、財政課と各基金 所管課とで運用方針を協議・調整し、会計課が全基金分の運用を行っている。

基金の運用は、元本の安全性を確保した上で、効率性の追求に努めなければならず、会計課は各基金所管課から提出された基金ごとの運用計画に基づき、①短期運用(1年以下の運用)、②中長期運用(1年を超える運用)、③基金繰替運用のいずれかを決定する。

基金の運用計画は次の様式となっていて、会計課は「1年間の運用が可能な額」又は「1年を超えた期間運用が可能な額」に記載された金額に基づいて、①短期運用(1年以下の運用)又は②中長期運用(1年を超える運用)のいずれを行うかを判断する。

基 金 名					【01】財政調整基金	ì	
	所管課名 財政						
	基金種別 特定目的基金						
	用方法			預金	のみ		
提	出日						(金額の単位:円)
	Г					前年度末現在	当年度末現在
		物	品等	を含めた	と基金全体の残高		
		-	5 ち	融機関	等での運用残高	16, 761, 065, 274	14, 661, 065, 274
	Г			積	立	T	金融機関等での
		運	用	益	運用益以外	取 崩	運用残高
	4月						16, 761, 065, 274
	5月						16, 761, 065, 274
	6月				ļ		16, 761, 065, 274
27	7月						16, 761, 065, 274
	8月						16, 761, 065, 274
	9月						16, 761, 065, 274
年	10月						16, 761, 065, 274
	11月						16, 761, 065, 274
_	12月				<u> </u>		16, 761, 065, 274
度	1月						16, 761, 065, 274
	2月				·	2, 100, 000, 000	16, 761, 065, 274 14, 661, 065, 274
	07			0	0		14, 001, 000, 27-
					•		
	-	(運		金積立 益)	金予算現額 (運用益以外)	基金繰入金 予算現額	
	-	(建	ж	4, 270	(連用量以外)	2, 100, 000, 000	
	L			.,		=,,,	
					1 年間の運	用が可能な額	
					1年を超えた期	間運用が可能な額	(
運	用にあた	っての	持記	事項	1		

基金の名称	平成 26 年度末	運用商品	期間
	残高		
秋田県財政調整基金	16,761,065	大口定期預金	1年
秋田県減債基金	16,327,626	譲渡性預金	1年
	3,965,533	大口定期預金	1年
秋田県地域活性化対策基金	3,287,665	大口定期預金	2ヶ月
	11,615,473	譲渡性預金	1年
災害救助基金	37,047	大口定期預金	3ヶ月
	129,174	大口定期預金	1年
秋田県社会奉仕活動基金	16,077	譲渡性預金	1ヶ月
	185,000	譲渡性預金	1年
秋田県地域おこし支援基金	22,702	譲渡性預金	1ヶ月
	20,000	譲渡性預金	1年
	20,000	大口定期預金	3 年
秋田県少子化対策基金	46,212	譲渡性預金	1年
	46,990	譲渡性預金	2ヶ月
秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金	1,195,113	譲渡性預金	1年
由利高原鉄道運営助成基金	312,997	譲渡性預金	4ヶ月
秋田県芸術文化振興基金	260,000	譲渡性預金	13 ヶ月
	743,062	譲渡性預金	1ヶ月
秋田県社会福祉施設職員福利基金	53,899	譲渡性預金	1年
秋田県地域医療介護総合確保基金	550,962	譲渡性預金	1年
	185,280	譲渡性預金	2ヶ月
秋田県介護保険財政安定化基金	897,335	譲渡性預金	1年
秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンショ	348,052	譲渡性預金	3ヶ月
ン基金			
秋田県国民健康保険広域化等支援基金	451,980	譲渡性預金	3ヶ月
秋田県後期高齢者医療財政安定化基金	1,197,998	譲渡性預金	1年
秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金	641,349	譲渡性預金	3ヶ月
秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金	380,360	譲渡性預金	9ヶ月
	423,409	大口定期預金	9ヶ月
秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金	15,479	譲渡性預金	2 ヶ月
秋田県地域医療再生臨時対策基金	288,869	譲渡性預金	3ヶ月
秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金	631,279	譲渡性預金	1ヶ月
	2,767,478	譲渡性預金	1年

385,522	譲渡性預金	1年
2,132,386	譲渡性預金	1年
157,890	譲渡性預金	1年
113,550	譲渡性預金	1年
6,555,341	譲渡性預金	9ヶ月
1,760,780	譲渡性預金	1年
590,000	北海道債	5年
200,000	大口定期預金	5年
190,000	大口定期預金	2ヶ月
591	譲渡性預金	1年
1,033,646	譲渡性預金	1年
174,818	譲渡性預金	6ヶ月
803,131	譲渡性預金	3ヶ月
283,654	譲渡性預金	4ヶ月
311,000	大口定期預金	3ヶ月
1,019,017	大口定期預金	1年
456,503	譲渡性預金	9ヶ月
541,090	大口定期預金	1年
80,534,400		
	2,132,386 157,890 113,550 6,555,341 1,760,780 590,000 200,000 190,000 591 1,033,646 174,818 803,131 283,654 311,000 1,019,017 456,503 541,090	2,132,386 譲渡性預金 157,890 譲渡性預金 113,550 譲渡性預金 6,555,341 譲渡性預金 1,760,780 譲渡性預金 590,000 北海道債 200,000 大口定期預金 190,000 大口定期預金 190,33,646 譲渡性預金 1,033,646 譲渡性預金 174,818 譲渡性預金 803,131 譲渡性預金 283,654 譲渡性預金 311,000 大口定期預金 1,019,017 大口定期預金 456,503 譲渡性預金 541,090 大口定期預金

※千円未満を切り捨てているので、平成26年度末残高の内訳と合計額は一致しない

(2) 監査の指摘事項・意見

(意見2) 基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について

会計課は、基金所管課から提出される運用計画を元に、全基金分の運用を行う。今回の包括外部監査において、すべての基金に係る平成27年度運用計画を確認したところ、「1年を超えた期間運用が可能な額」に記載があったのは、「秋田県地域おこし支援基金」の20百万円、「秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金」の790百万円、「秋田県芸術文化振興基金」の260百万円のみであり、当該3基金しか中長期運用を行っていない。

債券ではなく、定期預金で運用することが結果的に合理的な結果を生んでいることは、「第3 基金の財務事務に係る全般的事項 2. 秋田県の基金の運用状況」に記載したとおりだが、同じ定期預金の中でも、1年もの、2年もの、5年ものの順に金利水準が高くなるため、当面使用しない基金は2年以上の運用を行うべきである。

この点、以下の基金については、これまでの使用実績や今後の使用予定に鑑みると、中長期運用が可能と考えられる。

① 秋田県芸術文化振興基金

当基金は、毎年度の取崩額が基金残高の約50分の1程度と少額であり、今後の明確な使用予定がないことから、基金残高の大半の約10億円は中長期運用が可能と考える。

② 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金

当基金は、入居者からの入居一時金を財源とするが、基金残高約3億円のうちほとんどは返還の必要がない。従来は返還を想定して四半期(3ヶ月)ごとの運用を行っていたが、今後はより長い期間の運用が可能と考える。

ただし、「第4 各基金に関する事項8. 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金(3)監査の指摘事項・意見」に記載したとおり、老人専用マンションの今後のあり方を検討する時期に来ており、その結果によっては速やかに取崩しが必要になる可能性もある。

③ 秋田県環境保全基金

当基金は、毎年度概ね 2 千万円を限度に取崩しを実施することから、基金残高のうちの約 3 億円は中長期運用が可能と考える。

④ 秋田県美術品取得基金

現在、美術品の新規取得を計画しておらず、収集方針に合致した美術品が市場に出回った場合にのみ取得する方針としている。また、収蔵庫の最大保管能力に近い水準まで作品が集まっており、これ以上の大規模な収集は行われない。さらに、過去の取得実績では、取得価額は秋田県立近代美術館設立時に取得した3億円のロダン「青銅時代」を除けば、1億円を超えるものはない。

以上により、年間を通して預金として保有する必要がある基金は多く見積もって 1 億円程度であり、預金 5 億円のうち 4 億円は中長期運用が可能と考える。

以上の基金について、直近の運用計画を査閲すると、基金残高すべてが「1年間の運用が可能な額」欄に記載されており、「1年を超えた期間運用が可能な額」の欄は0円となっていた。会計課では、当該運用計画のこれらの欄を確認の上、運用方法や運用形態を決定することから、このように基金残高すべてが「1年間の運用が可能な額」欄に記載されていた場合、基金の全額が短期運用に充てられることになる。

結果として、本来利率の高い中長期運用ができた基金を低い利率で短期運用したことになり、不利な選択をした結果となっている。今後は、基金所管課から提出される運用計画の精度を向上させるように会計課から基金所管課への指導を徹底し、一層効果的な運用を図る必要がある。具体的には、1年内に取崩しが見込まれない額については、運用計画上、「1年を超えた期間運用が可能な額」の欄への記載を基金所管課に徹底させるべきと考える。

4. 基金の条例の記載事項

41 基金のうち、災害救助基金を除くすべての基金について、条例が制定されている。災害救助基金は法律にすべての事項が定められているため、条例の制定は不要である。

基金条例は、設置目的、積立て、管理、運用益金の処理方法、繰替運用の有無、処分、 相殺のための処分4、委任等の条項からなっている。

また、定額運用基金については、上記の他に、貸付対象、貸付条件、利息の免除、繰上償還の条項が定められている。

(1) 処分の記載

「処分」の規定が定められているのは国からの交付金・補助金を造成財源とした基金についてであり、県税等を中心に造成された基金については当該規定がない。

(指摘事項1) 運用益金の処理規定について

基金の運用から生じる収益(受取利息)は、果実が元本から発生することを踏まえると、 それが生じた基金に属するものと考えられる(定額の資金を運用するための基金である定 額運用基金を除く。)。運用益金を基金に繰り入れる場合には、条例に、運用益金の処理に 係る事項を定めておく必要がある。

この点、基金に係る条例を横断的に検討したところ、「秋田県社会福祉施設職員福利基金 条例」にはその条項がなかった。実務上は、他の基金と同様に、運用益金は一般会計歳入 歳出予算に計上された後に基金に繰り入れられている。

「秋田県社会福祉施設職員福利基金」についても、他の基金と同様に、条例に運用益金の処理に係る事項を定めるべきである。

(2) 処分の制限に関する記載

寄附金を財源とする秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金、由利高原鉄道運営助成基金の2つについては、「基金のうち寄附金を財源として積み立てられた金額に相当する部分は、処分することができない」という処分制限条項が条例で定められている。

4

⁴ 相殺のための処分

預入金融機関に保険事故が発生した場合のペイオフに備えたものである。

⁽財政調整基金条例の場合)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(3)基金の額の記載

秋田県社会福祉施設整備基金と秋田県土地開発基金の 2 つは、基金の額が条例で定められている。

(4)貸付条件等の記載

秋田県の定額運用基金は全部で 6 つある (①秋田県社会福祉施設整備基金、②秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金、③秋田県公的医療機関等設備整備基金、④秋田県林業開発基金、⑤秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金、⑥秋田県土地開発基金)。

これらの基金条例のうち、貸付けを主目的とする①~⑤については貸付条件等に関する条項がある。一方、⑥は貸付けを主目的とするものでないため当該条項がなく、「秋田県土地開発公社に対する土地開発基金貸付事務要領」の中で、貸付金利や貸付期間を定めている。

また、②の秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金の条例には利息の免除条項が定められている。

5. 出資法人の基本財産及び特定資産

(1) 出資法人の概要

本報告書のテーマは秋田県の基金に関する財務事務であり、県が出資する法人における積立ての状況はテーマ対象外ともいえる。しかし、出資法人において、多額の現金預金・有価証券を保有しており、かつ、それが事業収入から稼得したものではなく、県からの補助金など公費によって形成されたものであれば、県の資金が出資法人に移転しただけであり、本当にそれだけの現金預金・有価証券が当該法人にとって必要なものなのかを検討し、不要なものであれば県に返還すべき、という考え方もある。この視点から、出資法人の現金預金・有価証券がいわゆる県にとっての「隠れ基金」になっていないかどうかを決算書を査閲することによって検討した(該当法人に対して、直接ヒアリングや財産調査をしたわけではない)。

なお、株式会社形態の第三セクターについては、営利を追求する法人であることから、 ここでの検討の対象外とした。

下表は、秋田県の出資法人のうち、一般・公益の社団法人・財団法人及び土地開発公社の一覧である。このうち、網掛けで示した法人は、

- ・総資産に占める基本財産+特定資産(通常、現金預金や有価証券で運用している)の 割合が高い、あるいは、
- ・基本財産+特定資産が経常費用(事業規模を示していると考えられる)に対して多額、 となっている法人である。

(金額:百万円)

	法人名	総資産	基本財産 + 特定資産	経常 費用	県の検 討の方 向性
一般財団法人	秋田県総合公社	467	218	1,200	A
公益財団法人	秋田県国際交流協会	1,232	1,201	41	C
公益財団法人	秋田県長寿社会振興財団	165	122	152	C
公益財団法人	あきた移植医療協会	192	181	13	В
公益社団法人	青少年育成秋田県民会議	70	70	8	A
公益財団法人	秋田県生活衛生営業指導センター	10	5	17	C
公益社団法人	秋田県農業公社	5,897	1,093	2,348	\mathbf{C}
公益社団法人	秋田県青果物基金協会	1,428	1,411	113	C
公益財団法人	秋田県栽培漁業協会	736	517	93	C
公益財団法人	秋田県木材加工推進機構	646	635	22	C
公益財団法人	秋田県林業公社	61,535	19,373	881	В
公益財団法人	秋田県林業労働対策基金	1,026	1,010	100	C
公益財団法人	あきた企業活性化センター	12,769	9,559	1,116	C

一般財団法人 秋田県資源技術開発機構	488	440	18	A
秋田県土地開発公社	807	(*1)680	(*2)108	В
一般財団法人 秋田県建築住宅センター	162	66	177	A
公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議	597	590	19	C

- (*1)秋田県土地開発公社は会計基準上、基本財産、特定資産という概念がないため、ここでは投資その他の資産の投資有価証券の額を記載した。
- (*2)秋田県土地開発公社は会計基準上、経常費用という区分がないため、ここでは事業原価と販売費及び一般管理費の合計額を記載した。
- (*3)青少年育成秋田県民会議は、平成27年7月より、第三セクターから外れている。
- (*)金額は、すべて平成25年度末のものである。

(「県の検討の方向性」の欄について)

A:県の関与の縮小廃止

B: 県関与を継続するが、経営健全化に向け、経営改善を積極的に推進

C: 県関与を継続するが、安定的経営に向け、経営改善の取組を維持

(2) 県における第三セクターの縮小・廃止等の検討

現在、県では「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画(第2次)」として、出 資法人の経営の健全化及び県行政の効率的な推進を図るため、法人のあり方及び県関与に ついて見直しを行うとともに、今後の経営改善に向けた課題及び具体的な取組を定めてい る。

なお、本報告書では、監査テーマに沿って、あくまでも、決算数値から現金預金・有価 証券の保有額が過剰になっている可能性を指摘するものであり、県の法人への関与のあり 方そのものの是非について意見を述べるものではない。

① 県関与の縮小・廃止の法人(上表中 A の法人)

同計画において、直接民間企業に委託することが可能な事業を主たる事業としている法人又は事業や施策を効率的・効果的に推進するため、県との関係を出資等以外の方法により再構築する法人として、県出捐の引き揚げの検討対象となっているのは、以下の法人である。

- (引き揚げを進める法人)
 - 一般財団法人 秋田県総合公社
- (引き揚げを検討する法人)

公益社団法人 青少年育成秋田県民会議

(注) 当法人に対する出資は、平成27年7月に引き揚げ済。

- (引き揚げを目指し、経営改善に取り組む法人)
 - 一般財団法人 秋田県建築住宅センター
 - 一般財団法人 秋田県資源技術開発機構

② 県関与を継続するが、経営健全化に向け、経営改善を積極的に推進する法人(上表中 B の法人)

本来県が実施すべき事業を主たる事業とし、又は実施する事業が県の施策と関連性があり、当面は公共的サービスの安定的な担い手として位置付けられるが、経営健全化に向け、 経営改善が求められるのは、以下の法人である。

公益財団法人 あきた移植医療協会

公益財団法人 秋田県林業公社

秋田県土地開発公社

③ 県関与を継続するが、安定的経営に向け、経営改善の取組を維持する法人(上表中 C の法人)

安定経営に向け、現状の取組を維持するのは、以下の法人である。

公益財団法人 秋田県国際交流協会

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団

公益財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター

公益社団法人 秋田県農業公社

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

公益財団法人 秋田県木材加工推進機構

公益財団法人 秋田県林業労働対策基金

公益財団法人 あきた企業活性化センター

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

(3)決算書の査閲による個別検討

表中、網掛けした金額的影響の大きい法人について、決算書の査閲により個別検討した。

① 公益財団法人 秋田県国際交流協会

県の出捐額:750百万円

平成25年度の財政支援:補助金34千円

総資産の1,232 百万円のうち1,201 百万円が基本財産・特定資産として投資有価証券(国債、地方債)で運用されている。つまり、資産のほとんどが債券である。この規模は、経常費用が41 百万円であることを踏まえると、非常に多額である。

この投資有価証券の運用利息 25 百万円で、事業収益 19 百万円だけでは不足する分を補っている。

現時点において直ちに過剰な金融商品を保有しているとまでは言えないが、費用の削減 や運用利回りの上昇を通じて運用利息が利益の蓄積につながっている側面があるとすれば、 一定額の資金の引き揚げを検討すべきである。

② 公益社団法人 秋田県青果物基金協会

県の出捐額:240百万円

平成25年度の財政支援:補助金65百万円

総資産 1,428 百万円のうち 1,411 百万円が基本財産と特定資産であり、多額に有しているが、ほとんどが寄託金や交付準備金の見合いであり、現状において直ちに過剰な資産とはいえない。

③ 公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

県の出捐額:250百万円

平成25年度の財政支援:補助金2百万円

総資産 736 百万円のうち 517 百万円が基本財産と特定資産である。流動負債が 2 百万円 しかないにもかかわらず現金預金を 84 百万円も保有しており、これだけ見ると高い金融商 品の水準である。

当法人も、事業経費を事業収入で賄えない分を金融商品の運用益でカバーする財政構造になっている。単年度ベースでは赤字であり、補助金も充当されている状況において、過剰な金融商品の水準とまではいえないと考える。

④ 公益財団法人 秋田県木材加工推進機構

県の出捐額:300百万円

平成25年度の財政支援:補助金328千円

総資産 646 百万円のうち 635 百万円が基本財産と特定資産であり、投資有価証券で運用 している。

当法人も、事業経費を事業収入で賄えない分を金融商品の運用益でカバーする財政構造になっている。有価証券の売却により単年度ベースでは黒字だが、こうした特殊要因がなければ赤字であり、過剰な金融商品の水準とまではいえないと考える。

⑤ 公益財団法人 秋田県林業公社

県の出捐額:10百万円

平成25年度の財政支援:貸付金597百万円

総資産 61,535 百万円に対して特定資産(森林補助金形成資産) 19,313 百万円、事業資産 (森林整備事業資産) 41,969 百万円という資産構造であり、必ずしも多額の金融商品を有 しているわけではない。

⑥ 公益財団法人 秋田県林業労働対策基金

県の出捐額:620百万円

平成25年度の財政支援:補助金78百万円

総資産 1,026 百万円のうち 1,010 百万円が基本財産と特定資産であり、有価証券で保有 している。

当法人も、事業経費を事業収入で賄えない分を金融商品の運用益でカバーする財政構造になっている。単年度ベースでは赤字であり、過剰な金融商品の水準とまではいえないと考える。

⑦ 公益財団法人 あきた企業活性化センター

県の出捐額:30百万円

平成25年度の財政支援:補助金269百万円、貸付金1,848百万円

総資産 12,796 百万円のうち 9,559 百万円が基本財産と特定資産である。財源は、県からの借入金 7,448 百万円に負うところが大きい。県からの借入れを財源にファンドを組成し、各種事業を展開している。このファンド等の投資水準が高いのか低いのかは判断しないが、いわゆる隠れ基金としての性格はないと考えられる。

⑧ 一般財団法人 秋田県資源技術開発機構

県の出捐額:210 百万円

平成25年度の財政支援:なし

総資産 488 百万円のうち 440 百万円が基本財産と特定資産であり、資産のほぼ全額が金融商品である。

当法人も、事業経費を事業収入で賄えない分を金融商品の運用益でカバーする財政構造になっている。単年度ベースでは赤字であり、過剰な金融商品の水準とまではいえないと考える。

⑨ 秋田県土地開発公社

県の出捐額:100百万円

平成25年度の財政支援:なし

総資産807百万円のうち680百万円が有価証券であり、先行取得した用地は16百万円に 過ぎない。

一般的に、近年の地価下落による土地先行取得の意義の低下等の理由から、土地開発公 社の存在意義自体が強く問われており、県においては、土地開発公社のあり方を検討した 結果、現時点で公社の存続は必要と判断されたところであるが、法人の存続の是非につい ては監査テーマの対象外であるため意見は述べない。

(土地開発公社で多額の有価証券を保有することの合理性の検討)

保有する有価証券(国債)680百万円の取得財源は、資本金100百万円と準備金(利益の余剰金)555百万円他である。秋田県土地開発公社は造成事業を実施しておらず、先行用地取得事業とあっせん等事業のみを実施しており、準備金は毎年度の収支の黒字部分を内部留保してきたものである。この準備金の水準555百万円が事業収益77百万円(平成25年度)の同公社にとって多額なのかどうかについては決算書の査閲だけではコメントできないが、準備金は秋田県土地開発公社の経営努力による利益の蓄積であり問題はない。

一方、保有する有価証券等の金融商品について、将来それだけの金融商品を事業等に資本投下するかどうかという観点からは、あっせん等事業に係る事業費用は本来その年度の 県等からの委託費等で賄われるべきものであることを踏まえると、金融商品 680 百万円を 手持ちで抱えるのは多額であるとも考えられる。

この点、公有地の拡大の推進に関する法律第 18 条第 4 項では、土地開発公社の安定的な業務運営のため、土地開発公社に利益が生じた場合は将来の欠損に備え、準備金として整理することが義務付けられており、利益の還元については特に規定されていない。また、あっせん等事業から今後赤字が計上されることも十分考えられ(平成 25 年度決算においては 29 百万円の当期損失を計上)、経営安定化のために一定の準備金を積むこと自体は問題

ではない。

今回の監査では、県の基金に係る財務事務という点から、県との資金的依存度が高い第 三セクターを介して実質的に県の基金と同様の役割を果たすものとして活用しているもの がないか、という観点から検討しており、その点においては、土地開発公社で有する金融 商品が事実上県の基金と同一視できるとの心証は形成されなかった。

⑩ 公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

県の出捐額:300百万円

平成25年度の財政支援:なし

総資産 597 百万円のうち 590 百万円が基本財産と特定資産である。

当法人も、事業経費を事業収入で賄えない分を金融商品の運用益でカバーする財政構造になっている。単年度ベースでは黒字幅は低水準であり、過剰な金融商品の水準とまではいえないと考える。

(個別の法人ごとに多額の有価証券を保有することの合理性)

出資法人で多額の金融商品を保有する多くの理由が、事業経費を事業収入で賄えない分を金融商品の運用益でカバーする財政構造によるものである。

この場合、県から出捐して個別の法人ごとに運用するのではなく、県が一括して運用し、 それを毎年度出資法人に繰り出す方法でも同様の効果が得られるはずであり、その方が、 管理の目も行き届くと考えられる。

一方、各法人ごとに個別に運用するメリットとしては、これらが果実運用型の基金であり、一定の期間の長期的運用を前提とするものであるため、県で保有するよりも積極的に国債等の有価証券で運用できることが挙げられよう。県で保有していても有価証券での運用は可能であるが、前述したように、秋田県では一時借入金との関係において、基金の運用はできるだけ預金で保有する方針を採っている。出資法人においては一時借入金の影響を考慮しなくてよいため、積極的に有価証券で運用することを比較的容易にする現在の方法には合理性が認められる。

もちろん、各法人において、厳しい財政状況を背景に、より高い運用を目指して、ハイ リスク商品を抱え込む可能性があるため、県の指導は欠かせない。この点、現状において は、県としても資金の運用方法について指導しているとのことである。

6. 基金に対する監査委員監査

秋田県監査委員処理規程によると、基金に対する監査委員監査の内容は以下のとおりである。

秋田県監査委員処務規程

(監査等の実施)

第五条 監査等は、その区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより行う。

- (1) 定期監査及び随時監査は、それぞれ定期又は随時に財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う。
- (2) 行政監査は、県の事務又は知事若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務の執行について行う。
- (3) 県が、財政的援助を与えているもの、出資しているもの、支払保証をしているもの、 信託の受益権を有するもの及び公の施設の管理を行わせているものの監査は、当該援助、出資、支払保証、信託の受益権及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執 行について行う。
- (4) 指定金融機関等の監査は、当該金融機関が取り扱う公金の収納及び支払の事務について行う。
- (5) 例月出納検査は、毎月現金の出納及び保管の状況について行う。
- (6) 決算審査は、予算の執行状況、収入支出の事務等について行う。
- (7) 基金運用状況の審査は、基金の額及び基金に属する財産についての異動状況及び現在高について行う。
- (8) 健全化判断比率等の審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の 基礎となる事項について行う。
- (9) 前各号に掲げるもの以外の監査等は、その都度委員が協議して行う。

監査委員監査のうち、基金を直接の対象とする監査は、決算審査における基金の審査と 基金運用状況の審査である。

① 決算審査における基金の審査 すべての基金の増減及び年度末現在高を監査する。

② 基金運用状況の審査

(審査の対象)

地方自治法第 241 条第 5 項に基づき定額運用基金を審査の対象とする。平成 26 年度の審査対象基金は以下の 6 基金である。

- 秋田県社会福祉施設整備基金
- ・秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金

- · 秋田県公的医療機関等設備整備基金
- · 秋田県林業開発基金
- · 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金
- · 秋田県土地開発基金

(審査の方法)

「基金運用状況の審査」の審査方法は、以下のとおりである。

第2 審査の方法

それぞれの基金条例で定める目的に沿い確実かつ効率的に運用されているか、計数は正確であるかなどに視点を置き、決算関係書類、関係帳簿及び証拠書類を調査し、関係者の説明を求め、計数の分析を行うとともに、定期監査の結果なども参考にした。(平成 25 年度基金運用状況審査意見書より)

(審査の結果及び意見)

監査委員は当該審査の結果を、「基金運用状況審査意見書」としてまとめ、秋田県監査委員名義で公表する。平成 25 年度の審査の結果は、以下のとおりである。

第3 審査の結果及び意見

審査の結果、運用状況を示す書類は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており正確なものと認められた。

また、基金は、設置の目的に沿い、適正に運用されているものと認められるものの、秋田県公的医療機関等設備整備基金に過年度発生の未収金が残っていることから、その収入確保になお一層の努力を要する。

このように、監査の結果では公的医療機関等設備整備基金における未収金の収入確保について意見が示されている。この点については、本報告書でも「12. 秋田県公的医療機関等設備整備基金」にて記載した。

以上に加えて、「例月出納検査」において、毎月末の基金残高を金融機関の残高証明書と 照合している。

第4 各基金に関する事項

1. 秋田県財政調整基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項								
設置根拠条文	地方財政法第4条の3、秋田県財政調整基金条例							
設置目的	災害の応急対策その他特別の事件に要する経費の財源に充てること							
	により、県財政の調整を図り、もって健全な財政運営に資するため。							
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日							
所管課	総務部財	政課						
造成財源	一般財源	、財産収入((利子収入)					
国の施策事業への	該当しない。							
該当の当否								
積立てに関する事項								
積立方針	地方財政法第7条第1項に基づき決算剰余金の50%を積み立てる。							
積立限度額や必要	安定的な財政運営を継続するため、当面の災害応急対策等に必要な							
額	額として減債基金と合わせて 300 億円台を目途に残高を確保するよ							
う努めている。								
取崩しに関する事項								
取崩方針	歳入歳	出の収支状況	を見ながら取り崩す。					
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)			
な充当事業、基金	H24	一般財源として取崩し		2,108,929				
の取崩金額	H25	一般財源として取崩し			176,032			
	H26	26 一般財源として取崩し		2,417,979				
運用に関する事項								
平成 26 年度末残	預金		有価証券		債権			
高の内訳(単位:	16,761,065 — — —		_					
千円)	物品等 債務 合計		合計					
		_	_	16,761,065				

財政調整基金は、特定の目的のための基金ではあるが、他の基金のようにあらかじめ定められた具体的な事業に係る支出に充当されるわけではなく、年度間の財源の不均衡を調整するために財政不足の調整弁として使用される基金である。

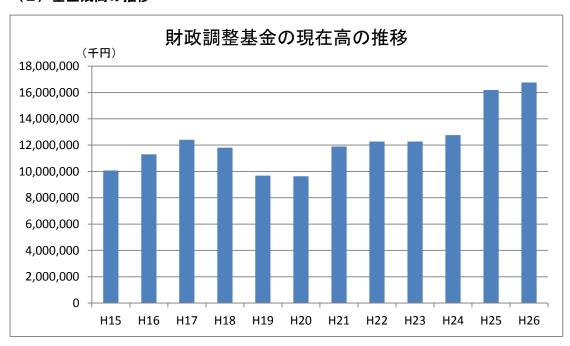
地方公共団体は、景気の変動、地方財政制度等の改正、災害の発生など、予期しない形での収入減少や支出増加に見舞われることがある。このような事態に備えて、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に財政調整基金を積み立て、

財源不足が生じた場合にこれを取り崩すことで対応することが認められている。単年度予算主義にあっても、地方財政法はこうした中長期的な財政運営を求めているところである(地方財政法第4条の2)。

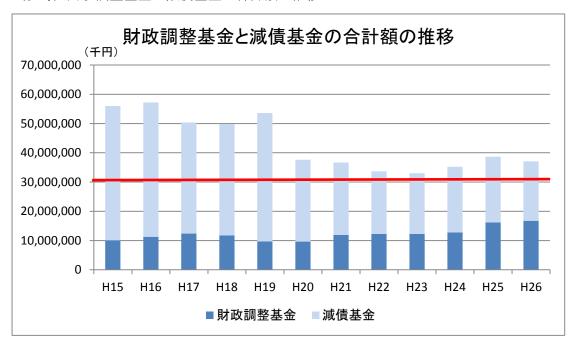
なお、財政調整基金を処分できる場合とは、以下の場合に限られる(地方財政法第 4 条の 4)

- ①経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- ②災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる とき。
- ③緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要 やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- ④長期にわたる財源の育成のためにする財源の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- ⑤償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。

(2) 基金残高の推移



(参考) 財政調整基金と減債基金の合計額の推移



(財政調整基金の残高水準の検討)

財政調整基金は、財政の調整弁としての役割を果たすものであり、収支不足が生じた場合に取り崩して対応することから、当初予算を策定した時点で具体的な充当事業がなくとも、一定程度の残高を有することが必要な基金である。安易に財政調整基金を取り崩すことができるとなるとすぐに基金が枯渇するおそれがあり、一定程度の残高水準を具体的に示しておくことは重要なことである。

秋田県では、財政調整基金と減債基金を合わせた残高として 300 億円台を維持することとしている。これは、平成 26 年 3 月に策定された「新行財政改革大綱(第 2 期)」(実施期間:平成 26 年度~平成 29 年度)の中で、基金に関連して、次の方針を定めているところからきている。

改革の柱Ⅲ 健全な財政運営

No.28 財政2基金の残高確保

(取組方針)

災害発生時や緊急時等に必要となる財源を確保することにより、安定的な財政運営を図ります。

(取組内容、取組目標)

財政 2 基金(財政調整基金・減債基金)について 300 億円台を維持し、災害発生時や緊 急時等に必要となる財源を確保する。 参考までに、財政調整基金と減債基金の合計額を東北 6 県の中で比較すると下表のとおりである。

(単位:百万円)

<東北6県の財政2基金の平成25年度現在高>

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
財政調整基金	9,963	31,501	16,195	34,439	9,510	43,194
減債基金	14,868	35,679	22,483	21,298	20,917	12,608
合計	24,831	67,180	38,678	55,737	30,427	55,802

このように、秋田県の財政2基金の水準は、単純に残高を比較すると、低い方である。 しかし、手厚く積み立てているほど財政運営として適切なのかというと、必ずしもそう ではない。財政2基金が合理的水準以上に膨れ上がることは、有効な事業を創出できてい ないという考え方もできるからである。

したがって、重要なのは、不測の事態が生じたとしても、当面の財政運営を円滑に実施するために必要な資金としての水準を算定し、これを確実に維持しておくことである。

秋田県において、300 億円の残高水準は、当初予算では措置されない以下の支出が突発的 に生じたとしても、当面の資金不足を回避できる水準として定められている。

①大規模災害等への対応として 150 億円

突然起きた地震などの大規模災害時における緊急の対応として、復旧や復興・街づくりを短期・集中的に行うための財源。新潟県中越地震など、実際に災害が発生した他県の補正額等の事例を踏まえて150億円に設定。

②緊急を要する施策等への対応として 50 億円

企業の工場等の建設が年度途中で決定した場合や社会保障などの国の制度改正があった場合など緊急を要する施策のための財源。

③国の地財対策や金利の変化への対応として 100 億円

地方交付税の大幅減額や予定した起債ができなかった場合などの代替財源。

この水準は、秋田県の財政規模約 6,000 億円の 5%程度であり、財政規模に照らしても多過ぎず少な過ぎない水準といえる。

したがって、300 億円の残高水準の設定は一定の合理性が認められるものと考えられる。 今後とも、新行財政改革大綱にしたがって、この水準の確実な維持が求められるところで ある。

(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

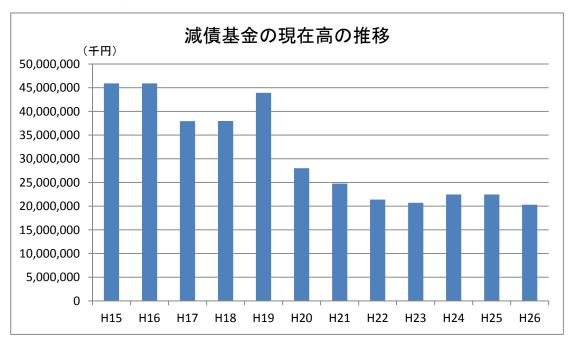
2. 秋田県減債基金

(1)基金の概要

	基金の概要に関する事項					
設置根拠条文	設置根拠条文 地方財政法第4条の3、秋田県減債基金条例					
設置目的	県債の償	還財源を計画	i的に確保し、もって県	財政の健全な運営に資		
	するため	0				
設置年月日	昭和 54 年	F3月5日				
所管課	総務部財	政課				
造成財源	一般財源	、財産収入((利子収入)			
国の施策事業への	該当しな	い。				
該当の当否						
	積立てに関する事項					
積立方針	県債残高を勘案した上で、安定的な財政運営を継続するため、財政					
	調整基金と合わせて 300 億円台を目途に残高を確保するよう努めて					
	いる。					
積立限度額や必要	同上					
額						
		取崩しに	関する事項			
取崩方針	県債の償	還財源として	取り崩す。			
直近3年の具体的	年度		事業名	金額(千円)		
な充当事業、基金	H24					
の取崩金額	H25					
	H26	公債費に充	当	2,200,000		
		運用に関	関する事項			
平成 26 年度末残	予	頁金	有価証券	債権		
高の内訳(単位:	20,293,159 — — —			_		
千円)	物	品等	債務	合計		
		_	_	20,293,159		

減債基金は、公債費(地方債の元利償還金)の支出を確実にせしめることで信用を維持するために設けられる基金である。

(2) 基金残高の推移



減債基金は減少傾向にあり、その水準もこの10年で約半分である。

しかし、減債基金は、公債費の不足財源を埋めるという点では、財政調整基金と合わせた残高管理が有効である。その水準の合理性に関しては、「1. 秋田県財政調整基金」に記載した。

(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

3. 秋田県地域活性化対策基金

(1)基金の概要

	基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	秋田県地	域活性化対策	基金条例				
(法・条例の名称)							
設置目的	県内各地	域の活性化に	資する事業に充てる資金	金とする	ため。		
設置年月日	平成 21 年	₹3月3日					
所管課	総務部財	政課					
造成財源	一般財源	、財産収入((利子収入)				
国の施策事業への	該当しな	٧١ _°					
該当の当否							
	積立てに関する事項						
積立方針	未来づく	り協働プログ	ラム事業、企業立地促	進事業、	安全安心リフ		
	オーム推進事業等のほか、平成25年度は緊急の経済・雇用対策、平						
	成 25、26 年度は国の経済対策交付金「地域の元気臨時交付金5」を						
	活用して実施する事業等に必要な額を積み立てている。						
積立限度額や必要	同上						
額							
		取崩しに	関する事項				
取崩方針	県内各地	域の活性化に	資する事業に充てる資金	金として	取り崩す。		
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)		
な充当事業、基金	H24	住宅リフォ	ーム緊急支援事業他		2,929,474		
の取崩金額	H25	「地域の元	気臨時交付金」活用事業	Ě他	7,224,119		
	H26	「地域の元	気臨時交付金」活用事業	Ě他	14,935,326		
		運用に関	員する事項				
平成 26 年度末残	Ť	頁金	有価証券		債権		
高の内訳(単位:	14,9	03,139	_		_		
千円)	物	品等	債務		合計		
		_	$\triangle 2,843,828$	12	2,059,311		

^{※「}債務」に計上された残高は、出納整理における事業支出を通じて、基金を減少させる ものである。

地域活性化対策基金は、県内各地域の活性化に資する事業に充てる資金とするために設

⁵ 地域の元気臨時交付金

国の経済対策の一環として、直轄・補助の公共事業に対応する地方の負担金の8割を、地方単独の公共事業などに活用する交付金として還元するもの。地方交付税と異なり、地方公共団体が単独で実施する公共事業に充てる財源とするなど使途を限定している。

置したもので、JR への出資金の清算金(115 億円)を財源として平成 22 年度からスタートした。その後、地域の元気臨時交付金等を財源として積み増しが図られ、現在に至っている。

そして、地域の元気臨時交付金があった平成25年度及び平成26年度は、国からの指導・要請もあり、交付金分と一般財源分を明確に分離し、利息を含めてそれぞれ独立した運用を行っている。

なお、類似した基金として地域活力創造課所管の「地域おこし支援基金」があるが、地域活性化対策基金が地域の活性化に資する事業全般を対象にしているのに対して、「地域おこし支援基金」は市町村が実施する公共施設の整備事業や広域的な住民参加活動等に充当されるものであるため、内容が異なる。

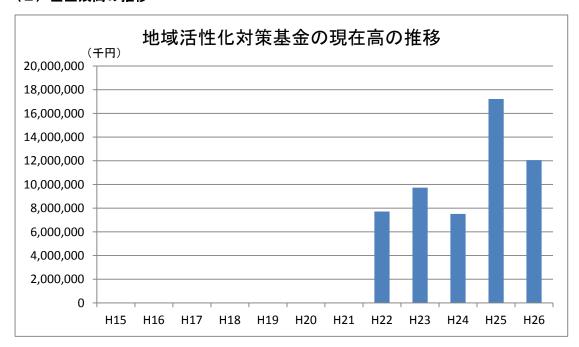
直近 3 年の当基金の充当事業は以下のとおりである。未来づくり協働プログラム事業をはじめとして、企業立地促進事業、安全安心リフォーム推進事業、緊急の雇用・経済対策事業、地域の元気臨時交付金を活用した事業を実施している。

なお、今後、どのような事業に活用していくかについての計画を財政課に確認したところ、今後一層の展開が求められる県独自の地域の活性化施策の財源として財政調整基金及 び減債基金との調整を図りながら一定の額の確保を図っていくとのことであった。

(単位:千円)

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①未来づくり協働プログラム事業	235,000	328,468	1,430,132
あきた未来づくり交付金事業	235,000	328,468	1,430,132
②未来づくり協働プログラム事業以外	2,685,085	2,564,711	6,124,525
官民共同による脱少子化あきた総	302,941	201,992	160,747
合推進対策事業			
国民文化祭推進事業	32,836	134,885	599,569
スポーツ王国創生事業		240,023	270,640
企業立地促進事業	_	-	1,308,277
住宅リフォーム推進事業	_	1,377,833	_
住宅リフォーム緊急支援事業	1,639,864	-	_
安全安心リフォーム推進事業	23,858	_	1,104,015
高等学校等整備事業	_	_	671,514
その他	685,559	609,978	2,009,763
③緊急雇用·経済対策事業	9,416	1,040,321	2,276,692
④地域の元気臨時交付金実施事業	_	3,390,819	5,103,977
合計	2,929,501	7,324,319	14,935,326

(2) 基金残高の推移



残高の推移に著しい増減が見られるのは、平成 25 年度及び平成 26 年度に、緊急雇用・ 経済対策事業や地域の元気臨時交付金実施事業といった新たな制度に係る積み増しと取崩 しが生じているためである。

(基金の区分の必要性の検討)

当基金は、県費により造成した分と国費により造成した分を合わせたものとして基金化されている。国費造成分は一定の使途にしか充当できないため、両者の混在があってはならず、それぞれ別の基金として設置すべきであるという考え方もある。

しかし、秋田県では、国費造成分(地域の元気臨時交付金)が緊急経済対策の趣旨に鑑みて早期に執行すべきものであったことから、別個の基金とせず、既存の基金に組み入れた上で、基金の中で区分経理する方法によった。この方法自体は、内閣府からの指導に沿った取扱いであり、適切に処理されているといえる。

また、実際に基金の管理状況を確認したところ、基金現在高、積立額・取崩額等の状況がきちんと区分管理されており、県費部分と国費部分が混在している事実がないことを確認した。

(3) 監査の指摘事項・意見

(意見3)基金の処分(使用)に係る管理について

当基金は、県内各地域の活性化に資する事業に充てる資金として、その対象事業は非常に幅広い。特に、未来づくり協働プログラム以外の事業としては、主要なものとしては、前掲した、官民共同による脱少子化あきた総合推進対策事業、国民文化祭推進事業、スポーツ王国創生事業、企業立地促進事業、住宅リフォーム推進事業、住宅リフォーム緊急支

援事業、安全安心リフォーム推進事業、高等学校等整備事業があるが、このほかにも、結婚支援事業(企画振興部)、がん検診推進事業(健康福祉部)、あきた安全安心住まい推進事業(生活環境部)、英語コミュニケーション能力育成事業(教育委員会)など、様々な部局の様々な事業に対して基金を取り崩して充当している。

基金の設置目的は地域活性化対策である。基金の充当事業が本当に地域活性化に資する ものなのかは予算編成プロセスにおいて各事業ごとに査閲されており、また、事業評価等 の対象にもなっている。

どの地域活性化事業に対してどの程度当基金を充当するかは、税、補助、起債などあらゆる財源捻出の可能性を検討する中で決定される。このため、明確な充当方針(基金の取崩し方針)はなく、また、多様な事業に対して活用していく当基金の目的に照らしても明確な取崩し方針を持つことは難しいともいえる。

こうしたことから、基金の性質を踏まえつつ、財政状況を勘案しながら、今後も適切に 管理する必要があると考える。

4. 災害救助基金

(1)基金の概要

	基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	設置根拠条文 災害救助法第22条						
設置目的	災害救助	に要する費用	の支弁の財源に充てるた	め。			
設置年月日	昭和 22 年	三10月18日	(災害救助法の制定年月	日)			
所管課	総務部総	合防災課					
造成財源	一般財源						
国の施策事業への	該当しな	<i>ا</i> ر ا					
該当の当否							
		積立てに	関する事項				
積立方針	毎年度、	災害救助法第	23 条に規定されている	積立最	少額を下回らな		
	いかを試	算し、下回る	見込みになった場合には	、今後	2~3 年間の備		
	蓄物資の	消費期限到来	そによる取崩しの見込み	メを踏る	まえて、積立率		
	110%程度	を目途に必要	類を予算要求する。				
積立限度額や必要	必要額は	必要額は、地域防災計画での必要備蓄量によっている。また、法定の					
額	積立最少	額以上を確保	することが基本的な考え	.方であ	る。		
		取崩しに	関する事項				
取崩方針	預金:災	害救助に要す	る費用の支弁のために取	り崩す			
	備蓄物資	: 県内外の災	害支援物資として活用す	るほか	、消費期限があ		
	る負	を料品等は時期 其事 は の は の は の は の は の <b< td=""><td>朋をみて取り崩し、期限に</td><td>前の有効</td><td>が活用に努める。</td></b<>	朋をみて取り崩し、期限に	前の有効	が活用に努める。		
直近 3 年の具体的	年度		事業名		金額(千円)		
な充当事業、基金の	H24	備蓄物資の勇	更新に伴う取崩しとして		185		
取崩金額	H25	備蓄物資の勇	更新に伴う取崩しとして		5,955		
		災害救助費負	負担金として				
	H26	備蓄物資の勇	更新に伴う取崩しとして		781		
		災害救助費負	負担金として				
		運用に関	引する事項				
平成26年度末残高	7	頁金	有価証券		債権		
の内訳(単位:千円)	166,222 —			_			
	物	品等	債務		合計		
	24	7,693	_		413,915		

災害救助基金は、災害救助法に基づいて積み立てる基金である。災害発生時に救援物資の供給に使用されるため、保有形態として備蓄物資がある点が他の基金と大きく異なる。 (積立ての状況)

平成26年度災害救助基金積立状況

(平成26年4月1日現在)

	現在高(円)	※最小額(円)	※積立率	運	用方法(F	9)	(参考)25年度	※対前年
	1	2	(96)	法26条1号	法26条2号	法26条3号	現在高(円) ③	度比(%
1 北海道	2,691,636,053	2,486,495,243	108.3	2,691,636,053			2,683,565,415	100.3
2 青森県	550,192,144	529,550,490	103.9	503,898,344		46,293,800	552,571,816	99.6
3 岩手県	518,538,973	512,463,841	101.2	518,538,973			518,127,256	100.1
4 宮城県	1,994,910,720	1,104,305,879	180.6	1,985,174,578		9,736,142	1,994,424,749	100.0
5 秋田県	414,638,343	390,009,131	106.3	178,058,067		236,580,276	420,529,420	98.6
6 山形県	488,407,408	455,486,158	107.2	466,886,790		21,520,618	494,798,458	98.7
7福島県	881,543,916	877,449,971	100.5	881,543,916			937,772,482	94.0
8 茨城県	1,529,137,826	1,559,970,596	98.0	1,477,552,754		51,585,072	1,526,522,221	100.2
9 栃木県	1,018,450,885	1,016,694,696	100.2	936,485,194		81,965,691	900,579,906	113.1
0 群馬県	1,378,809,977	981,936,994	140.4	1,322,016,985		56,792,992	1,382,587,061	99.7
1 埼玉県	3,295,289,507	3,215,319,407	102.5	1.383.350.260	1.911.939.247		3,299,364,328	99.9
2 千葉県	3,324,760,222	3,165,134,769	105.0	3.324.760.222	100 E 10		3.324.108.887	100.0
3 東京都	14,097,349,957	10.822,818,615	130.3	9,210,572,641		4,886,777,316	14,370,963,217	98.1
4 神奈川県	5,531,714,283	5,018,805,991	110.2	5,321,546,483		210,167,800	5,525,903,031	100.1
5 新潟県	1,149,338,345	1,102,811,912	104.2	1,099,767,348		49,570,997	1.198.804.038	95.9
6富山県	597,371,267	573,919,338	104.1	497,989,810		99,381,457	597,970,673	99.9
7石川県	668,456,712	583,799,569	114.5	637,643,700		30,813,012	669,194,446	99.9
8 福井県	484,573,170	420.379.850	115.3	484,573,170		00,010,012	482,171,560	100.5
9 山梨県	513,151,059	416,094,645	123.3	513,151,059			512,477,952	100.1
0 長野県	990.497.700	956,580,575	103.5	945,708,529		44,789,171	998.072.124	99.2
1 岐阜県	1,120,578,235	985,433,269	113.7	1,120,578,235		44,700,771	1,117,840,325	100.2
2 静岡県	4,340,689,436	2,007,461,000	216.2	4,340,689,436			4,335,986,051	100.1
3 愛知県	6,213,154,521	4,554,893,668	136.4	1,662,103,358	4.297.735.846	253,315,317	6.193.346.637	100.1
4 三重県	1,081,430,577	1,019,719,798	106.1	1,066,040,164	4,237,733,040	15,390,413	1,080,643,810	100.1
5 滋賀県	735,165,604	680.797.934	108.0	637,688,081		97,477,523	749.054.223	98.1
6 京都府	1,556,931,315	1,189,769,010	130.9	1,495,325,448		61,605,867	1,559,239,623	99.9
27 大阪府	5,296,475,651	5,296,474,703	100.0	3,616,304,178		1,680,171,473	5,317,348,353	99.6
28 兵庫県	3,582,517,704	2,810,677,452	127.5	2.743.557.544	549,000,000	289,960,160	3,581,467,216	100.0
29 奈良県					349,000,000			
30 和歌山県	575,352,379	519,198,257	110.8	465,868,245		109,484,134	580,293,805	99.1
31 鳥取県	508,546,602	403,759,811	126.0	423,923,314		84,623,288	507,530,919	100.2
2島根県	239,979,526	223,725,610 279,902,601	107.3	237,286,388 313,943,742		2,693,138	239,242,206	98.4
100	318,671,442	958,288,268				4,727,700	323,806,954	100.2
33 岡山県	1,106,021,552	1,379,734,563	115.4	1,106,021,552 1,455,541,060		76,646,804	1,104,021,610	100.1
34 広島県 35 山口県	1,532,187,864 731,614,325		100.0	707.718.557			1,530,784,809	
6 徳島県		731,614,325	107.8	336,053,568		23,895,768	832,392,470	87.9
11000 0010	367,673,935	340,923,866		565,530,061		31,620,367	367,979,457	99.9
7 香川県 8 愛媛県	581,737,912 678,143,209	524,808,810 604,251,028	110.8	678,143,209		16,207,851	582,225,601 677,836,463	99.9
	300 (72)	.82 100	104.5	234,205,083		45 764 750	283,929,796	98.6
9 高知県	279,969,839	267,861,193	104.8	2,504,253,632		45,764,756	100 100	100.0
10福岡県	2,536,423,320	2,420,526,197				32,169,688	2,536,517,652	
1 佐賀県	369,721,727	HOOSE SERVICE	106.4	323,486,297		46,235,430	368,755,748	100.3
2 長崎県	528,115,199	493,982,677	106.9	503,961,426		24,153,773	529,515,101	99.7
3 熊本県	669,849,240	669,849,240	100.0	651,815,686		18,033,554	670,763,286	99.9
4 大分県	518,681,479	496,659,701	104.4	475,003,245		43,678,234	521,256,514	99.5
15 宮崎県	493,277,030	409,803,696	120.4	465,848,873		27,428,157	465,174,023	106.0
6 鹿児島県	642,174,290	605,846,678	106.0	616,079,942	000	26,094,348	641,090,336	100.2
17 沖縄県	484,752,774	457,298,495	106.0	284,752,774	200,000,000	Description restance	480,740,094	100.8
81	79,208,605,154	66,870,897,874	118.5	63,412,577,974	6,958,675,093	8,837,352,087	79,569,292,122	99.5

※最少額:都道府県は、災害救助法による救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならず(災害救助法第22条)、 各年度における最少額は以下による(同法第23条)。

前年度の前3年間の普通税収入額(決算額)の平均年額×5/1,000

※積立率:①÷②(%)

※対前年度比:①÷③(%)

※運用方法:災害救助法第26条第1号~第3号に以下のとおり定められている。

1 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

2 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ

3 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

災害発生時の救援物資の供給は、一義的には市町村の役割であるが、市町村が十分に供給できないとして県に要請した場合、県が救援物資を提供する。救援物資には現物で備蓄するものと、流通備蓄と呼ばれるものがある。流通備蓄とは、県と民間事業者との間で物資供給に関する協定を締結し、当該協定に基づき民間事業者に対して要請することで救援物資の提供を受けるものである。

(現金等(第1号・第2号)と備蓄物資(第3号)の割合について)

秋田県では災害救助基金の50%以上を現物の備蓄物資として保有しており、平成26年4月1日現在、全都道府県の中で最も現物の備蓄物資の割合が高い。その理由は、東日本大震災を機に、災害発生数日後に機能を発揮する流通備蓄よりも災害直後に必要な物資の迅速な供給を重視しているためである。

物資の備蓄量は秋田県地域防災計画に基づいて決定されている。全体の備蓄物資の必要量のうち公助と自助・共助の割合が定められており、その割合は以下のとおりである。なお、「県と市町村の共同備蓄」のうち、半分は県が備蓄することとされている。

<県と市町村が最低限備蓄すべき量>

〇共同備蓄品目

区 分	品目	県と市町村が 最低限備蓄すべき量
,	主食	242,700食
	主食(お粥など)	46,800食
食料品等	飲料水	292,400L
	粉ミルク	82,400g
	ほ乳瓶	220本
吐金田口	毛布	65,000枚
防寒用品	石油ストープ	660台
	トイレ	467,700回分
	トイレットペーパー	14,700巻
衛生用品	紙おむつ(大人用)	13,700枚
	紙おむつ(子供用)	9,800枚
	生理用品	24,400枚
	自家発電機	330台
*** WILLES	投光器	660台
発電・照明機材	コードリール	660台
	燃料タンク	990台
	タオル	65,000枚
その他	給水袋	6,500枚
	医薬品セット	330個

<必要備蓄量のうち、公助と自助・共助の割合>

【公 助	【自助・共助】		
1/3	2/3	3/10	
県と市町村の共同備蓄	流通備蓄等	家庭や地域の備え	
3.2万人分	6.5万人分	4.2万人分	

(備蓄物資の保管について)

備蓄物資は県内 7 箇所の備蓄倉庫に保管されており、それぞれの所在地等は以下のとおりである。

県の備蓄倉庫

備蓄倉庫一覧

名 称	所 在 地	面積	設置年月日	備考
鹿角地域振興局防災備蓄倉庫	鹿角市花輪字六月田 1 鹿角地域振興局職員会館内	38.9 m	H24.6.30	
県北地 <mark>区防災備蓄倉庫</mark>	北秋田市脇神字ハケノ 34-5 大館能代空港敷地内	840.0 m	H10.10.30	大館能代空港 敷地を使用
中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川字山籠地内 消防防災航空隊敷地内	480.0 m²	H14.3.25	秋田空港敷地 を使用
消防学校防災備蓄倉庫	由利本荘市岩城内道川字 築館 1-1 消防学校敷地内	495.0 m	H2.8.10	
仙北地域振興局防災備蓄倉庫	大仙市大曲上栄町 13-62 仙北地域振興局倉庫内	57.6 m ²	H24.6.30	
県南地区防災備蓄倉庫	横手市赤坂字館ノ下 48-9 他 横手市赤坂総合公園内	801.24 m	H10.10.15	土地は横手市 より借用
雄勝地域振興局防災備蓄倉庫	湯沢市千石町 2-1-10 雄勝地域振興局職員会館内	35.0 m²	H24.6.30	

(平成 26 年 1 月現在)

備蓄物資の消耗品には消費期限が設定されているものがほとんどである。災害救助基金のうち、現物で保有する部分について消費期限が到来して廃棄することとなる場合には、結果として備蓄物資を購入した金額が無駄になってしまうことになる。この点、秋田県では、消費期限が近くなったものは防災訓練などのイベントに使用したり、社会福祉施設に譲渡し、有効活用することで廃棄する数量を減らす工夫をしている。

(基金の目的どおりの災害物質の備蓄がなされているかの検討)

備蓄されている物資のリストを査閲し、いずれも災害救助に必要なものが備蓄されていることを確認した。

(備蓄の総量が合理的な水準かどうかの検討)

秋田県の備蓄の総量は47都道府県中6番目に少ない水準である。そこで、基金の残高である413,915千円が、水準として低いのかどうかを検討した。

この点、災害救助法第 23 条に定められた最少額に対する割合(積立率)では、106.3%であり、最少額を割り込んでいる状況にはない。全国的には積立率が高い方から 28 番目であり、他県と比較しても低い水準というわけではないと思われる。

備蓄量は秋田県地域防災計画に定められており、これはマグニチュード 7.3 の地震で 139,193 人の避難者数 (発災から 1 日後の避難所への避難者) の 3 日分の必要量を想定して 算出している。そのため、災害が長期化し備蓄物資が不足した場合は、必要な物資を調達 することとなる。

以上より、通常想定される災害に対して必要な物資を備えており、少ないということはないと判断した。

(備蓄物資購入の平準化が図られているかの検討)

秋田県では、東日本大震災の経験から、平成23年度に大量に備蓄物資を購入した経緯がある。

備蓄物資のうち食品については消費期限が5年のものが多く、消費期限が平成28年9月となっているものが多い。多くの備蓄品で消費期限が同時に到来すると、不要になる備蓄品が一度に多く出てしまう。防災訓練などのイベントでの使用や社会福祉施設への譲渡等で有効活用を図っているが、それでも余剰が生じてしまう懸念がある。

この点、今後については年度の購入量を平準化する計画を作成しており、当該計画どおりに実際の購入がなされればこの懸念は顕在化しない。そのため、現状で特段の問題はないと判断した。

なお、災害が起きて備蓄物資が実際に大量に使用された場合には、この計画は見直されることとなる。

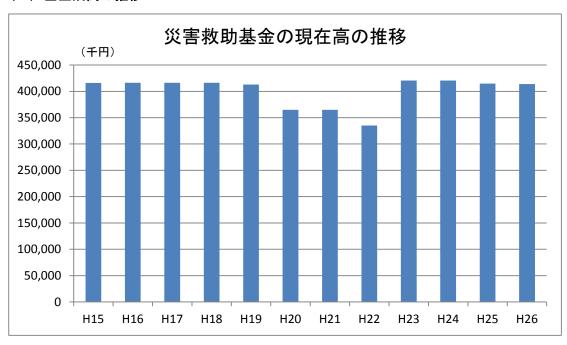
<中央地区防災備蓄倉庫の外観>



<中央地区防災備蓄倉庫の内部>



(2) 基金残高の推移



平成21年3月に発生した東日本大震災の影響で、平成22年度残高は一時的に落ち込んでいるが、平成23年度以降、過去の水準に戻っており、その後安定的に推移している。

(3) 監査の指摘事項・意見

(意見4) 備蓄物資の棚卸ルールの策定について

備蓄物資は、その残数量が実際に確保されているかどうか、使用可能な状態で保存されているかの 2 点を確かめるために、一定の期間において棚卸を実施する必要がある。しかし、秋田県では、たとえば年度末など定期的に棚卸を行う等のルールを定めておらず、職員が付近に立ち寄った際に棚卸を行う方法によっている。総合防災課の説明によると、少なくとも各倉庫につき 3 ヶ月に一度程度は棚卸を行っているとのことであるが、これでは倉庫によっては長期間棚卸が行われない可能性もある。備蓄物資は東日本大震災直後の平成 23 年度に大量に購入し、消費期限が 5 年間のものが多いため、平成 28 年度に消費期限を迎える物資が多い。そのため、平成 27 年度以降は災害がない状態でも新規購入、防災訓練イベントへの提供、防災教育派遣事業への提供、倉庫間の移動などにより、少なくとも 1 ヶ月で数回の異動があるため、定期的な棚卸の必要性はある。

また、棚卸の方法は特に定まっておらず、棚卸の実施記録も残されていない。これでは棚卸の方法が標準化されず、担当する職員によって棚卸の精度に差が出るおそれがある。

したがって、備蓄物資の棚卸ルールを定めた上で、定期的にすべての倉庫の備蓄物資を棚卸し、基金の残高が保たれていること、常に利用可能な状況にあることを確認すべきである。そして、棚卸の方法をマニュアル化して職員ごとに棚卸の精度に差が出ないようにすること、棚卸実施結果を記録に残すことで数量管理を適切に実施することが望まれる。

(意見5) 備蓄物資の期限別管理について

備蓄物資の台帳には、各備蓄物資の消費期限が明記されていない。総合防災課の説明によると、棚卸の際に目視で備蓄物資に記載された消費期限を確認し、消費期限切れが起きていないことを確認しているとのことである。しかし、この方法では、網羅的に確認することができないし、人為的ミスが発生する可能性が高い。台帳に消費期限を記載し一元管理することでその確認は一層容易になると考えられる。購入時に消費期限を台帳に記載する仕組みを構築すべきである。

なお、現状の台帳の例を示すと、以下のとおりである。

保管場所	5場所 仙北地域振興局							
品 名	粉ミルク	規格		単位:缶				
	受 入	払 出	現在高					
年月日	数 量	数量	数量	備考				
	評価額	評価額	評価額					
H24.6.21	2		2	購入				
1124.0.21	4,240		4,240	(はぐくみ850g1缶、チルミル850g1缶)				
H25.10.9		2	0	賞味期限廃棄				
1125.10.9		4,240	0	(はぐくみ850g1缶、チルミル850g1缶)				
	9		9	購入				
H25.10.9	3,958		3,958	(はぐくみスティックタイプ 7 箱、				
	,		·	チルミルスティックタイプ 2 箱) 賞味期限廃棄				
H26.12.19		9	0	貝味 別収				
1120.12.19		3,958	0	(はくくみへ) イックライン イ 和、 チルミルスティックタイプ 2 箱)				
	9		9	購入				
H26.12.19	4.050		4.050	(はぐくみスティックタイプ 7 箱、				
	4,050		4,050	チルミルスティックタイプ 2 箱)				

5. 秋田県地域おこし支援基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	設置根拠条文 秋田県地域おこし支援基金条例					
設置目的	県内各地	県内各地域の振興を図るため、自主的、主体的な地域づくりを支援				
	し、及び	市町村が実施	する公共施設の整備事	業等に充	てるため。	
設置年月日	平成2年	3月16日				
所管課	企画振興	部地域活力創	造課			
造成財源	【当初積	立】10 億円	(平成元年度) (秋田県	配分普通	交付金:地域	
	振興基金)				
	【積増し	】10 億円(平	区成5年度)(一般財源	からの繰	入れ)	
国の施策事業への	該当しな	٧١ _°				
該当の当否						
	積立てに関する事項					
積立方針	平成5年	度の積増し以	降、積立ては行っていた	ない。(増	加は運用益に	
	よる積増	しのみ)				
積立限度額や必要	取崩額は	年々減少して	いるが、今年度中に積	立額が 6	千万円を切る	
額	ことから	、第2期ふる	さと秋田元気創造プラ	ンに掲げ	でる施策・取組	
	等を見据	え、今後積増	しの必要性等を検討する	る。		
		取崩しに	関する事項			
取崩方針	無					
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)	
な充当事業、基金	H24	元気なふる	さと秋田づくり活動支援	爰事業	15,583	
の取崩金額	H25	元気なふる	さと秋田づくり活動支援	爰事業、	15,238	
		地域活性化	対応調整費等			
	H26	元気なふる	さと秋田づくり活動支援	爰事業	6,689	
		運用に関	関する事項			
平成 26 年度末残	7	頁金	有価証券		債権	
高の内訳(単位:	62	62,703 — —				
千円)	物	品等	債務		合計	
			△610		62,093	

地域おこし支援基金は、県内各地域の振興を図るため、①自主的、主体的な地域づくりの支援、②市町村が実施する公共施設の整備事業等に充てることを目的とした基金である。 当基金の当初の造成財源は地域振興基金である。地域振興基金は平成2年に国から各都 道府県に配分された交付金が財源となっており、都道府県が市町村と一体となって地域の 振興を図るために要する経費を措置することを目的としていた。秋田県には約34億円が配分されたが、その後地域振興基金を財源にさらに複数の基金を造成し、そのうちの10億円を秋田県地域おこし支援基金とした。また、平成5年度に積増しを行っており、これは国からの交付金ではなく、県の負担で行っている。

基金の目的は、①自主的、主体的な地域づくりの支援、②市町村が実施する公共施設の整備事業等への充当の2つである。

①は一見漠然としているが、具体的には「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業」に 充てられており、当事業では補助対象が以下のように限定されている。

<元気なふるさと秋田づくり活動支援事業の補助対象種類と補助限度額>

	イベント間値支援	排资会,罕習会等關催支援	学生によるイベント等間値支援	若者・子育て女性・高齢者等 によるイベント等類値 支援
8	ベント、地域の課題解決や地域を元		県内の大学等に題を置く学生によ る地域活性化につながるイベント や、地域課題の軽決等につながる 調道会・学習会、ワークショップ 等	の社会参加を促進し、地域課 題の解決や地域活性化につな
補取び度額		機助対象経費の1/2以内 限度額:200,000円 (4件程度)	機助対象総費の2/3以内 限度額:200,000円 (4件程 度)	権助対象経費の1/2以内 限度額:300,000円 (4件程度)
補助 対象 経費		ポスター・チラシ・パンフレット作成費 (三交付決定日前に発注したものにつ)		AND THE STREET OF STREET

「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業」は、実施要領に基づき、主に県内の市町村をまたいで活動する任意団体等に対して、当該団体が実施するイベント等の活動資金に係る補助として、補助金を支給するものであるが、本事業は立ち上がり時の初期投資費用を主に支援するという趣旨のため(元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領の解釈及び運用規定第9第1項)、平成26年度より、同じ団体に継続して補助することを廃止した。この影響で、基金の規模は減少傾向にある。

②の目的は平成 15 年度に条例改正により追加された。これは、市町村が実施する公共施設の整備事業等に対して貸付けを行う秋田県市町村振興資金貸付金⁶の貸付枠拡大に伴い財源を確保する目的で追加されたものである。

٠

⁶ 秋田県市町村振興資金貸付金

秋田県市町村振興資金特別会計にて実施されている貸付事業である。

地域活力創造課の説明によると、現状は、専ら①の目的に充てられており、②の公共施設整備事業目的に関しては、秋田県市町村振興資金貸付金の造成財源として平成 16 年度から平成 18 年度にかけて取崩しを行っていたが、平成 19 年度以降は取崩実績はない。ただし、②の目的に対しても人口減少社会を見据えた上で、市町村と県との協働事業などに対しての取崩しが発生する可能性はあるため、基金の積増しを含めて今後の取扱いを検討している。

なお、「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業」は、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の実施事業に位置付けられており、現状では事業評価の結果は出ていないが、プランの中で以下のとおり評価を行う旨が記載されている。

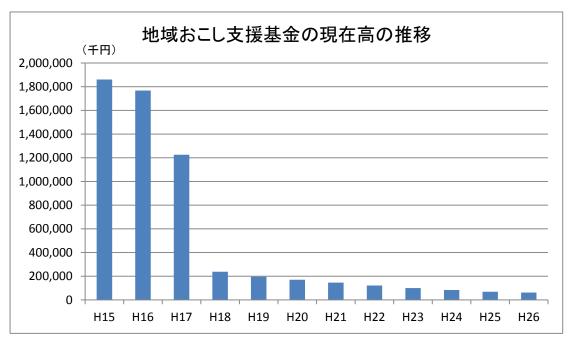
5 政策評価システム等による進行管理

『プラン』に掲げた"3つの元気"を実現するためには、施策の進捗状況を把握するとともに、施策の目的達成に向けて進むべきルートや手段を確認しながら、施策を展開していくことが重要です。本県では、県民にとって満足度の高い行政の実現を目指し、成果を重視する行政運営を行うこと等を目的として、平成 14 年に「秋田県政策等の評価に関する条例」を制定し、毎年度、「政策(戦略)」「施策」「事業」の 3 階層で評価を実施しています。『プラン』においても、これまでの政策評価の手法を引き続き実施し、県民に分かりやすく、かつ、『プラン』の実効性を確保するため、次の視点から進行管理を行います。(以下略)【第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン P217 より抜粋】

(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

直近3年の実施事業の内容を査閲し、いずれも基金の設置目的に沿った使用であること を確認した。

(2) 基金残高の推移



(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

6. 秋田県芸術文化振興基金

(1)基金の概要

	基金の概要に関する事項					
設置根拠条文	秋田県芸術文化振興基金条例					
設置目的	文化の振	興を図るため	、民間団体の行う芸術	文化に関する事業を支		
	援する資	金とするため	0			
設置年月日	平成8年	4月1日				
所管課	観光文化	スポーツ部文	化振興課			
造成財源	一般財源	、寄附金				
国の施策事業への	該当しな	い。				
該当の当否						
		積立てに	関する事項			
積立方針	平成 26 年	F度に開催され	れた国民文化祭の成果を	と踏まえ、文化の継承と		
	発展や、プ	な化活動の活	発化と活動への参加促進	進に取り組むとともに、		
	文化によ	る地域の活性	化を推進しながら、文	化の力で秋田の元気創		
	造を図っ	ていくための	取組を展開していくたる	め、平成 26 年度に 2		
	億6千万	円を積み増し	た(一般財源2億5千	万、寄附金1千万)。		
積立限度額や必要	積立て目	標額・限度額	i:無し			
額	最低維持	想定額:2千	万円			
		取崩しに	関する事項			
取崩方針	民間団体	が行う芸術文	化活動及び一般社団法	人 秋田県芸術文化協		
	会が行う:	地域活性化事	業等に継続して助成すん	る。		
直近3年の具体的	年度		事業名	金額(千円)		
な充当事業、基金	H24	秋田県芸術	文化振興基金補助金	9,926		
の取崩金額		地域文化振	興事業補助金	3,000		
	H25	秋田県芸術	文化振興基金補助金	10,397		
		地域文化振興事業補助金 3,948				
	H26	H26 秋田県芸術文化振興基金補助金 6,581				
	地域文化振興事業補助金 3,948					
	国民文化祭県民参加事業補助金 51,020					
運用に関する事項						
平成 26 年度末残	予	預金 有価証券 債権				
高の内訳(単位:	1,00	1,003,063 — —				
千円)	物	品等	債務	合計		
			Δ320	1,002,743		

※「債務」に計上された残高は、出納整理における事業支出を通じて、基金を減少させる ものである。

芸術文化振興基金は、平成8年度から平成10年度にかけて、秋田県からの公費9億円と、一般社団法人秋田県芸術文化協会や他の民間団体からの寄附金約1億400万円で造成した基金である。

基金の造成は平成 10 年度で一旦終了し、その後は基金の運用利息を積み立てながら、事業を実施してきた。平成 26 年度には、県内で開催された国民文化祭を機に 2 億 6 千万円を積み増した。

毎期、民間団体が行う芸術文化活動及び秋田県芸術文化協会が行う地域活性化事業等に 継続して助成するため、取崩しを行っている。

基金の使途は、以下の4つの補助金への充当である。

① 秋田県芸術文化振興基金補助金(平成26年度交付実績:6,581千円)

民間の芸術文化団体活動に係る事業費への補助を行う。補助率は、①芸術文化活動支援 事業は 1/2、若者文化活動支援事業は 4/5、伝統芸能後継者支援事業は 1/2 である。補助金 上限は 40 万円であり、10 年単位の周年記念事業は 60 万円である。

- ② 地域文化振興事業補助金(平成 26 年度交付実績: 3,948 千円) 秋田県芸術文化協会及び同協会に加盟する市町村芸術文化協会が行う地域文化に寄与する事業への補助を行う。補助金の交付先は、秋田県芸術文化協会である。
- ③ 国民文化祭強化事業補助金(平成 26 年度交付実績:3,000 千円) (平成 26 年度で終了)

国民文化祭の円滑な推進を図るための活動への補助を行う。補助金の交付先は秋田県芸術文化協会である。

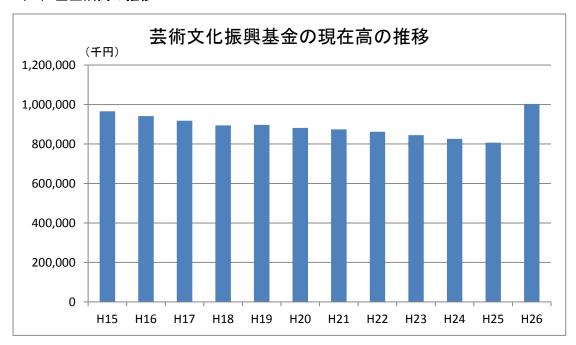
④ 国民文化祭県民参加事業補助金(平成26年度交付実績:51,020千円)

国民文化祭において県内の文化団体等が行う事業への補助を行う。補助率は 4/5 である。 なお、当該事業は、例えば花火であれば伝統工芸、盆踊りであれば民俗芸能といった芸術 面に対する補助であり、観光事業向けの補助ではない。

以上の補助金への充当により、平成 25 年度までは毎年度の取崩額を 20 百万円前後としていたが、国民文化祭が開催された平成 26 年度には 64 百万円を取り崩した。平成 27 年度からは 3 年間継続して 35 百万円程度を取り崩す予定である。文化振興課によると、補助額拡大の背景として、国民文化祭を契機に、全般的に県内の文化事業が盛り上がりを見せて

いることがある。

(2) 基金残高の推移



(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

直近3年の実施事業の内容を査閲し、いずれも基金の設置目的に沿った使用であること を確認した。

(寄附金の使途制限の必要性の検討)

当基金は、一部、民間団体からの寄附金を造成財源としている。寄附金は、寄附者の意思に沿って使用しなければならない。しかし、基金条例においては、処分に関して、寄附者の意思に沿わない処分を制限する条項がない。その結果、例えば、将来、基金自体を廃止するとなった時に、寄附金に相当する分までも取り崩し、寄附者の意思に沿わないまったく別の事業に充当されてしまう可能性もある。そこで、条例で使途制限しておく必要がないかを検討した。

この点、まず、基金の目的に沿わない使用はできないことは法によって自明であること、 寄附により県に法的な義務が生じることはなく、寄附者の意思が尊重される形での処分で あれば違法とはならないことから、あえて条例に寄附金の使途制限に係る条項は設ける必 要性は乏しいと判断した。

(3) 監査の指摘事項・意見

(意見6)基金の適正残高について

当基金は、毎年度 20 百万円(今後 3 年間は 35 百万円)程度の取崩しの割には、10 億円 もの残高の基金を造成している。これは、毎年度の事業費を 20 百万円とした場合、50 年分 の事業費に相当する額である。

当基金は、①果実運用型の基金の性格も一定程度併せ持っていること、②毎年度必要額を予算要求するのではなく、多額の基金を造成しておくことが文化事業を実施する民間団体に対する安定確実な事業継続性のアナウンス効果となること(文化振興事業に係る費用は住民の生活文化向上のための支出であり、もし県の財政状況が厳しくなった場合、社会保障等に係る扶助費や教育費よりも予算削減されやすい。多額の基金化はこれに対する一定の財源確保策となる。)の意義は理解できる。

しかし、近年の取崩し実績が 20 百万円前後で推移していたことを踏まえると、本来必要 とされる金額以上に多額の基金を保持していると考えられる。適正な基金の残高水準をい くらにするのか、将来の事業量を踏まえた上で検討する必要があると考えられる。

なお、以上の他に、基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について、「第3 基金の 財務事務に係る全般的事項 3.基金の運用先 (2)監査の指摘事項・意見」の(意見 2)で述べている。

7. 秋田県地域医療介護総合確保基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項							
設置根拠	秋田県地域医療介護総合確保基金条例						
設置目的	地域にお	地域において効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケ					
	アシステ	ムの構築を通	じ、地域医療・介護の総	合的な研	雀保を促進し、		
	もって高	齢者をはじめ	とする県民の健康の保	持及び福	祉の増進を図		
	り、あわ	せて県民が生	きがいを持ち健康で安	らかな生	活を営むこと		
	ができる	地域社会の形	成に資する事業に充て	るため。			
設置年月日	平成 26年	月12月19日					
所管課	健康福祉	部福祉政策課	Į.				
造成財源	医療介護	提供体制改革	推進交付金 429,154 千	円、地域	医療対策支援		
	臨時特例	交付金 284,1	78 千円、一般財源 356,	668 千円			
国の施策事業への	医療•介護	隻サービスの	是供体制改革のための親	たな財政	效支援制度(地		
該当の当否	域医療介	護総合確保基	金)の創設(平成 26 年	E度)			
		積立てに	関する事項				
積立方針	地域にお	ける医療及び	介護の総合的な確保の	促進に関	する法律第4		
	条第1項	に基づき策定	する秋田県計画に掲げ	る事業費	を国の交付金		
	を活用し	て積み立てる	0				
積立限度額や必要	毎年度策定する秋田県計画に応じて、国の交付金等を積み立てるも						
額	のであり	、目標(予定)積立額、積立限度額等	等の考え	方はない。		
		取崩しに	関する事項				
取崩方針	秋田県計	画に基づく事	業費へ充当するために	取崩し。			
	• 平成	26 年度は医療	療の事業を対象とし、平	成 27 年	度からは医療		
	と介	護の事業が対	象。				
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)		
な充当事業、基金	H26	病床の機能	分化・連携のために必要	な事業	308,826		
の取崩金額		在宅医療・2	介護サービスの充実のた	めに必			
		要な事業					
	医療従事者等の確保・養成のための事業						
		運用に関	関する事項				
平成 26 年度末残	7	頁金	有価証券		債権		
高の内訳(単位:	1,070,054		_		_		
千円)	物	品等	債務		合計		
	一 △308,820 761,234				61.234		

※「債務」に計上された残高は、出納整理における事業支出を通じて、基金を減少させる ものである。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を展望した場合、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題であるため、国は「医療介護総合確保法」により、医療法・介護保険法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を平成 26 年度において創設した。そして、各都道府県は消費税増収分を財源として活用した基金を造成し、各都道府県が作成した計画に基づき事業を実施している。当基金は、この制度に基づき造成されたものである。

なお、この制度はまず医療を対象として平成 26 年度から実施し、平成 27 年度からは介護も対象として実施する。病床の機能分化・連携については、平成 26 年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみを対象とし、平成 27 年度からの地域医療構想の策定後に更なる拡充を検討している。

(2) 基金残高の推移

国からは平成 26 年度に、医療分総額 904 億円のうち、秋田県には、医療介護提供体制改革推進交付金として 429,154 千円、地域医療対策支援臨時特例交付金として 284,178 千円が 12 月に交付され、県負担分 356,668 千円と合わせて、総額 1,070,000 千円の基金が造成された。負担割合は、国が 2/3 で県が 1/3 となっている。

国からの財政支援制度の対象事業は、以下のとおりである。

- ① 病床の機能分化・連携のために必要な事業 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業等
- ② 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
 - イ. 在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
 - ロ. 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業等
- ③ 医療従事者等の確保・養成のための事業
 - イ. 医師確保のための事業
 - ロ. 看護職員の確保のための事業
 - ハ. 医療従事者の勤務環境改善のための事業等

上記の事業ごとの基金造成額、充当額及び残高は、以下のとおりである。

(単位:千円)

事業内容	基金造成額	基金充当額	残高
病床の機能分化・連携のために必要な事業	225,000	l	225,000
在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	366,845	49,529	317,316
医療従事者等の確保・養成のための事業	478,155	259,297	218,858
合計	1,070,000	308,826	761,174

残高は、761,174 千円に運用益を加えた 761,234 千円である。

今後の基金充当予定額は、以下のとおりである。

(単位:千円)

事業内容	H27	H28	H29	H30	H31	合計
病床の機能分化・連携のた	74,250	75,000	75,750			225,000
めに必要な事業						
在宅医療・介護サービスの	129,221	88,086	100,009		_	317,316
充実のために必要な事業						
医療従事者等の確保・養成	59,582	99,276	20,000	20,000	20,000	218,858
のための事業						
合計	263,053	262,362	195,759	20,000	20,000	761,174

今後も計画的に基金を充当する予定であり、仮に各事業の必要額が計画に比べて減少した場合でも、その他の事業に対して優先順位を付けた上で充当する予定である。

なお、当基金の対象事業は、以下のとおりである。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業

このうち、平成 26 年度は医療を対象として①・②・④を、平成 27 年度以降は介護を含めたすべての事業を実施することとなっている。

平成27年度の基金計画額は以下のとおりである。

内容	基金充当額			
円谷	国分	県分	合計	
(医療分)				
病床の機能分化・連携のために必要な事業	371,528	185,764	557,292	
在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	7,137	3,568	10,705	
医療従事者の確保・養成のための事業	197,993	98,998	296,991	
小計	576,658	288,330	864,988	
(介護分)				
介護施設等の整備事業	589,312	294,657	883,969	
介護従事者の確保事業	86,597	43,299	129,896	
小計	675,909	337,956	1,013,865	
合計	1,252,567	626,286	1,878,853	

(新規設置基金に対する設置手続の妥当性の検討)

当基金は、平成 26 年度に新規に造成された基金である。基金の造成過程として、平成 26 年度の 12 月補正予算の内容、基金の設定プロセス等をヒアリングや資料査閲等により確認した。

さらに平成27年度に策定された「医療介護総合確保法」第4条に規定する「都道府県計画」を確認した結果、所定の手続により国へ秋田県計画及び交付金交付申請書を提出していることが確認できた。

新規基金の設置手続に特に問題となる点は発見されなかった。

(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

実施事業の内容を査閲し、いずれも基金の設置目的に沿った使用であることを確認した。

(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

8. 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金条例					
設置目的	秋田県南	秋田県南部老人福祉総合エリアの老人専用マンションの健全な管理				
	運営を図	り、及び入居	一時金を還付する資金に	充てるため。		
設置年月日	平成3年	10月1日				
所管課	健康福祉	部長寿社会課				
造成財源	秋田県南	部老人福祉総	合エリアの老人専用マン	ションの入居一時金		
国の施策事業への	該当しな	٧١ _°				
該当の当否						
		積立てに	関する事項			
積立方針	南部老人	福祉総合エリ	ア老人専用マンション	に入居する者から受け		
	取った入	居一時金を基	金に積み立てる。			
積立限度額や必要	積立限度	額は設けてい	ない。また、入居一時金	の返還以外の使途が現		
額	状では明	状では明確ではないため、(返還に)必要な額は常に満たしていると				
	もいえる。					
		取崩しに	関する事項			
取崩方針	入居後 9	年以内の退居	者について、年 10%減額	計算で還付するために		
	取り崩す	o				
直近 3 年の具体的	年度		事業名	金額(千円)		
な充当事業、基金の	H24	_				
取崩金額	H25 南部老人福祉総合エリア運営費 1,223					
	H26	_				
		運用に関	引する事項			
平成26年度末残高	預金 有価証券 債権			債権		
の内訳(単位:千円)	34	8,052	_	_		
	物	沿品等	債務	合計		
		_	_	348,052		

南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金は、秋田県南部老人福祉総合エリアにある老人専用マンションの入居一時金を財源とする基金である。

秋田県には北部・中央・南部の 3 箇所に老人福祉総合エリアがある。南部老人福祉総合エリアは昭和 63 年に開設され、以下の複数施設が設けられた福祉総合エリアである。

<南部老人福祉総合エリアの施設一覧>

施設名	開所年月	設立主体	運営管理
コミュニティセンター	昭和63年7月	秋田県	秋田県社会福祉事業団
屋内温水プール	平成元年 12 月	秋田県	秋田県社会福祉事業団
いきいき農園	昭和63年7月	横手市	横手市
養護老人ホーム	平成元年2月	秋田県	秋田県社会福祉事業団
軽費老人ホーム	平成2年5月	秋田県	秋田県社会福祉事業団
老人専用マンション	平成 3 年 10 月	秋田県	秋田県社会福祉事業団
生きがい創作館	昭和64年1月	横手市	秋田県社会福祉事業団
子どもと老人のふれあいセンター	平成2年4月	横手市	横手市
生きがい交流会館	平成3年4月	横手市	横手市

南部老人福祉総合エリアには、創設当初から有料老人ホームである老人専用マンションが設置されている。老人専用マンションは当エリアのみにあり、中央地区老人福祉総合エリア及び北部老人福祉総合エリアにはない。老人専用マンションは全国でも数が少なく、秋田県の特徴的な取組である。

基金の財源である老人専用マンションの入居一時金の額と、入居一時金の使用期間ごとの還付額は「秋田県南部老人福祉総合エリア条例」にて以下のとおり定められている。使用期間ごとの還付額は、入居一時金の額から毎年10%ずつ逓減する。

なお、入居一時金はいわゆる敷金や礼金ではなく、その施設やサービスを終身利用する ための権利の対価である。いわゆる利用権方式7といわれ、有料老人ホーム8では一般的な契 約方法である。

<老人専用マンションの入居一時金>

区分		使用料の額		
1 人用居室	長期使用の場合	12,582,500 円		
	短期使用の場合	1,258,300 円		
0. 人田民党	長期使用の場合	18,873,800 円		
2 人用居室	短期使用の場合	1,887,300 円		

その施設やサービスを利用するための権利を買うという契約方法である。権利の内容は、居室や共同スペースなどを利用して居住する権利や介護サービス、生活支援サービスなどがある。

有料老人ホームとは、老人を入居させ「①入浴、排せつ又は食事の介護②食事の提供③洗濯、掃除等の家事の供与④健康管理の供与」のいずれかのサービスを提供する施設を指す。

⁷ 利用権方式

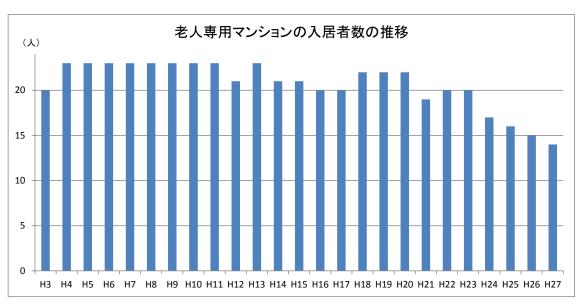
⁸ 有料老人ホーム

< 入居一時金の使用期間ごとの還付額>

区分	使用期間	還付額
	1年以内	11,324,250 円
	1年を超え2年以内	10,066,000 円
	2年を超え3年以内	8,807,750 円
	3年を超え4年以内	7,549,500 円
1 人用居室	4年を超え5年以内	6,291,250 円
	5年を超え6年以内	5,033,000 円
	6年を超え7年以内	3,774,750 円
	7年を超え8年以内	2,516,500 円
	8年を超え9年以内	1,258,250 円
	1年以内	16,986,420 円
	1年を超え2年以内	15,099,040 円
	2年を超え3年以内	13,211,660 円
	3年を超え4年以内	11,324,280 円
2 人用居室	4年を超え5年以内	9,436,900 円
	5年を超え6年以内	7,549,520 円
	6年を超え7年以内	5,662,140 円
	7年を超え8年以内	3,774,760 円
	8年を超え9年以内	1,887,380 円

※還付額は平成26年に一度見直されており、当表は同年4月1日以降の還付額である。

近年は、近隣に民間事業者が運営する有料老人ホームが複数設置されたことにより、入居者数は減少傾向にある。これは、老人専用マンションでは設立以来大規模改修が行われておらず設備が老朽化していること、近隣の有料老人ホームの敷金が約20万円~30万円程度であるのに対して1,000万円を超える入居一時金は著しく高額であることが主な原因であると考えられる。

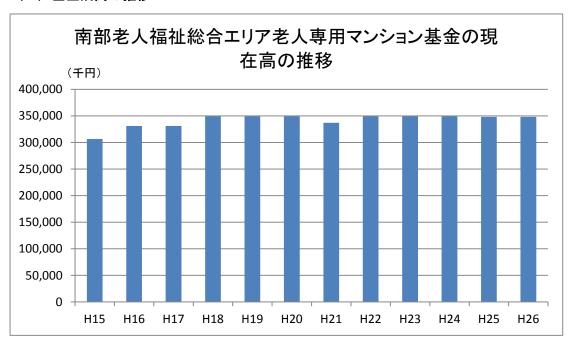


※老人専用マンションの定員は設立以来一貫して24名である。

なお、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会第45回(平成25年6月6日)資料2によると、有料老人ホームを含む高齢者の住まいの概要は以下のとおりである。

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	②養護老人ホーム	◎報費老人ホーム	5 認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に国際 した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための 住居	認知症高齢者のための 共同生活住居
定義	高部者向けの貴賃住宅 又有料老人ホーム、高 部者を入居させ、状況 把握サービス、生活相 談サービス等の福祉 サービスを提供する住 宅	老人を入居させ、入浴、 排せつ割しくは食事の 介護、長事の提供、洗 灌、掃除等の家事、健 康管理をする事業を行 う施設	入居者を推進し、その 者が自立した生活を営 み、社会的活動に参加 するために必要な指導 及び訓練その他の規則 及び訓練その他の規則 とする施設	無料又は低額な料金で、 老人を入所させ、食事 の提供その他日常生活 上必要な便宜を供与す ることを目的とする施 政	入居者について、その 共同生活を営むべき住居において、入浴、排 せつ、食事等の介護そ の他の日常生活上の世 話及び機能訓練を行う もの
介護保険法上 の類型	なし ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護 ※外部サービスの活用も可			認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	程定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受 けている60歳末満の者	老人 ※老人痛祉法上、老人 に関する定義がないた め、解釈においては社 会通念による	65歳以上の客であって、 環境上及び経済的理由 により居宅において養 養を受けることが困難 な者	身体機能の低下等により 自立した生活を営むこと について不安であると認 められる者であって、家 族による援助を受けるこ とが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者で あって認知症である者 (その者の認知症の原因となる疾患が急性の 状態にある者を辞 く。)
人当たり面積	25ml など	13㎡(参考値)	10.65m	21,6ml (単身) 31.9ml (夫婦) など	7.43mi

(2) 基金残高の推移



(3) 監査の指摘事項・意見

(意見7) 老人専用マンションの今後の運営方針について

基金条例では基金の使途は入居一時金の還付だけに特定されておらず、入居一時金の還付以外にも老人専用マンションの健全な管理運営のために使用することが可能である。しかし、老人専用マンションの管理運営は指定管理者が行っており、指定管理料は基金からではなく一般会計から支出しているため、現在は入居一時金の還付のみに使用されている状況にある。

仮に平成27年7月1日時点ですべての入居者が一斉退去したとしても、必要な還付額は6,116,500円であり、基金残高348,052,350円は入居一時金の還付に必要な額を超えて余りある。そのため、基金の規模と使途が問題となる。

近隣に民間の有料老人ホームが設置されたことを受け、入居者数が下落の一途をたどっている現状を踏まえると、今後の老人専用マンションの運営方針を検討すべき時期にきているといえる。施設のあり方を検討した上で、基金をどのように使用するのかを検討することが必要である。

なお、以上の他に、基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について、「第3 基金の 財務事務に係る全般的事項 3.基金の運用先 (2)監査の指摘事項・意見」の(意見 2)で述べている。

9. 秋田県社会福祉施設整備基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項							
設置根拠条文	秋田県社会福祉施設整備基金条例						
設置目的	社会福祉	施設整備の積	極的な推進を目的として	て、社会	:福祉事業を行		
	うものに	対する施設整	備資金を県が単独で貸	し付ける	ため。		
設置年月日	昭和 39年	₹3月31日					
所管課	健康福祉	部長寿社会課	:				
造成財源	一般財源						
国の施策事業への	該当しな	い。					
該当の当否							
		積立てに	関する事項				
積立方針	これまで	、基金の範囲	内で貸付けに対応して	いるが、	不足が生じる		
	可能性が	ある場合には	予算を要求し、不足分	を基金に	追加する。		
積立限度額や必要	条例で基	金の額を 744	,759 千円としている。				
額							
		取崩しに	関する事項				
取崩方針	無						
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)		
な充当事業、基金	H24	社会福祉施	設整備資金貸付		20,000		
の取崩金額	H25	社会福祉施	設整備資金貸付		100,000		
	H26	社会福祉施	設整備資金貸付		20,000		
		運用に関	具する事項				
平成 26 年度末残	予	頁金	有価証券		債権		
高の内訳(単位:	248	245,381 — 499,478					
千円)	物品等 債務 合計						
債権(貸付金)の	・第一種社会福祉事業を行う社会福祉法人と日本赤十字社秋田県支						
状況	部に対して貸付け。延滞債権は生じていない。						
	・第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人に資金を貸し付ける市町						
	村に対	して貸付け。	延滞債権は生じていない	10			

社会福祉施設整備基金は、社会福祉施設の整備を積極的に推進するため、社会福祉事業を行うものに対する施設整備資金を県が単独で貸し付けるために設置された基金である。

(貸付金に対する回収リスクの検討)

定額運用基金である当基金は、貸付けによる債権を有している。貸付先は市町村のみならず、民間法人(社会福祉法人)であるため、貸付金が焦げ付く可能性があり、その場合、基金としても毀損する。

したがって、貸付金に対する回収リスクを検討した。

①第一種社会福祉事業者に対する貸付け

第一種社会福祉事業⁹とは、利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い入所施設サービス等の事業をいう。

経営主体は社会福祉法人と日本赤十字社秋田県支部であり、貸付金に対する回収リスクはあるものの、貸付審査に当たっては、貸付要綱第5条10に規定されているとおり、一定の条件(保証人や担保の設定)が付され、それに則った運用がされているため、回収不能となる可能性は低いものと考える。

なお、貸付要綱第10条11に延滞利息に係る規定があるが、現在まで発生した実績はない。

② 第二種社会福祉事業者への貸付け

第二種社会福祉事業¹²とは、比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い在宅サービス等の事業をいう。

経営主体に制限はない。第二種社会福祉事業の施設を整備する場合には、「県→市町村→ 事業主体」という流れで貸付けを実行することとなる。この場合、市町村が施設整備計画 を立て、県もその施設整備を必要と判断し、市町村への支援計画を策定し審査会にかけた 上で貸付けを行っている。これまで、貸付けを実施した整備対象施設は、保育所に限られ ている。

9 第一種社会福祉事業

_

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業であり、主として入所施設サービスが該当する。経営主体は、行政及び社会福祉法人が原則であり、施設を設置して第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等へ届出が必要となる。

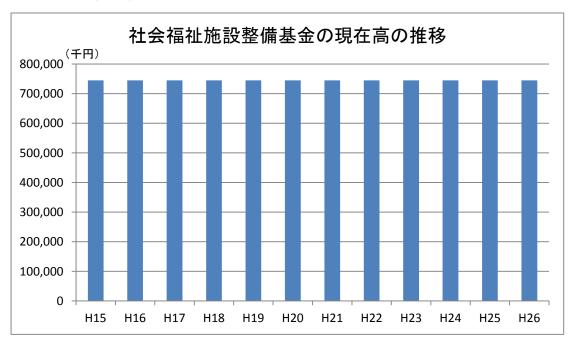
- 10 第5条 この資金の貸付を受けることができる者は、次の各号に掲げる条件に適合したものとする。
- (1) 社会的に信用があり、貸付金の使途が適切で、貸付の目的を有効に達成できる見込みがあること。
- (2) 資金計画が適切であり、償還について確実な見込みがあること。
- (3) 連帯保証人の保証能力が確実であること。
- (4) 担保物件を徴した場合は、それが確実であること。
- (5)養護老人ホームの改築資金については、この貸付と重複して、独立行政法人福祉医療機構の無利息 の貸付を受けていないこと。
- 11 第 10 条 借受人が貸付金について所定期日までに償還しなかったときには、当該償還をしなかった元金に対し、10.75 パーセントの率を乗じて得た延滞利息を徴収するものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、延滞利息を減免することができる。

12 第二種社会福祉事業

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業であり、主として在宅サービスが該当する。経営主体に制限はなく、すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となる。

貸付先は市町村となるため、回収不能リスクは低いと考えられる。

(2) 基金残高の推移



定額運用基金であるため、残高は 744,859 千円で一定である。ただし、預金と債権の内 訳は年度によって異なる。

(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

基金の管理表を査閲し、いずれも基金の設置目的に沿った使用(条件を満たしたものに対する貸付け)であることを確認した。

(3) 監査の指摘事項・意見

(指摘事項2)基金の限度額について

基金の限度額は条例上 744,759 千円であるが、実際の基金残高は 744,859 千円であり、 条例上の金額を 100 千円だけ超過していた。

両者の間で、なぜこのような 100 千円の差額が生じたのかは不明であるが、残存する昭和 56 年以降の資料等に誤りはないことから、相当以前からの時点で新規貸付又は償還の処理を誤ったことが想定される。条例に合わせて 100 千円分基金の取崩しを行うか、条例の限度額を 100 千円引き上げる必要がある。

(意見8) 第二種社会福祉事業の一部に係る貸付けが無利子であることについて

貸付条件については、以下のとおりである。

償還期限:貸付金額500万円未満について10年以内

貸付金額 500 万円以上について 15 年以内

償還方法:年賦均等償還の方法による

貸付金利:無利子

県が市町村、社会福祉法人、日本赤十字社秋田県支部に対して広く支援する事業であることから、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業ともに、貸付金利はすべて無利子である。

しかし、第二種社会福祉事業を実施する社会福祉法人に資金を貸し付ける市町村に対するもののうち、保育園・幼保連携型認定こども園分については、県が市町村の施設整備計画を認めなければ貸付けが実行されないとはいえ、市町村は自らの必要性に基づき独自に保育所等を整備設置するものである。

無利子で貸付けを行うことによって県には逸失利益が生じており、市町村には同額の利得機会が生まれていることから、経済性の観点からは必ずしも合理的ではないと考えられるため、他の有利子・無利子の貸付けとの整合性(なぜ市町村事業に係る貸付けを無利子で実施するのか)を整理することが望ましい。

10. 秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項							
設置根拠条文	秋田県高	秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例					
設置目的	高齢者の	健康の保持に	関する普及啓発、社	会参加の促進	進、相談体制		
	の整備、	介護を担う人	材の育成等に係る事	業に充てるた	こめ。		
設置年月日	平成 24 年	F4月1日					
所管課	健康福祉	部長寿社会課	:				
造成財源	介護保険	財政安定化基	金からの交付金(平)	成 24 年度)			
国の施策事業への	該当しな	い。					
該当の当否							
積立てに関する事項							
積立方針	運用益(利子)を所定の利率で算定し、利子を積み立てて運用して						
	いる。						
積立限度額や必要	介護保険財政安定化基金からの交付により造成された基金であり、						
額	目標額や限度額の設定はない。高齢者福祉の施策に充当され、年々						
	減少している。						
取崩しに関する事項							
取崩方針	なし						
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)		
な充当事業、基金	H24	高齢者スポーツ等支援事業ほか 100,8			100,838		
の取崩金額	H25	高齢者スポーツ等支援事業ほか 69,681			69,681		
	H26	高齢者スポーツ等支援事業ほか 56,880			56,880		
運用に関する事項							
平成 26 年度末残	予	頁金	有価証券	,	債権		
高の内訳(単位:	660	0,470			16		
千円)	物	品等	債務		合計		
		_	Δ4,080	65	56,405		

^{※「}債務」に計上された残高は、出納整理における事業支出を通じて、基金を減少させる ものである。

高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金は、平成24年度の介護保険法の改正を受けて、「介護保険財政安定化基金」の取崩額を元に造成された基金であり、高齢者の健康の保持に関する普及啓発、社会参加の促進、相談体制の整備、介護を担う人材の育成等に係る事業に充てることを目的に設置された基金である。

当該改正の内容は、第5期介護保険計画期間における介護保険料の高騰抑制を目的に介護保険財政安定化基金を取り崩すことができるというものであり、県は第4期介護保険計画期間(平成21年度から23年度)末の介護保険財政安定化基金から、第5期介護保険計画期間に確保すべき額を控除して得た額を取り崩し、拠出割合に応じて、3分の1を市町村に交付、3分の1を国に返還するとともに、3分の1を県が介護保険に関連する事業に活用するということで、当基金を造成するに至った。

第4期介護保険計画期間末基金残額 3,787,481 千円第5期介護保険計画期間に確保すべき額 1,137,659 千円差引取崩額 2,649,822 千円

① 保険者(市町村・一部事務組合)交付額 883,274 千円

② 国への返還額 883,274 千円

③ 県が介護保険に関連する事業に活用する額(当基金造成額) 883,274 千円

(2) 基金残高の推移



毎年度6千万円程度の取崩しが行われ、平成26年度までは主に高齢者スポーツ等支援事業や介護職員等による痰吸引等研修事業に充てられており、平成27年度からは主に高齢者元気アップ支援事業や友愛訪問活動強化支援事業等に充てられている。

積立額は運用益分のみであり、基金残高は年々減少傾向にある。平成 29 年度に全国健康 福祉祭あきた大会(ねんりんピック)が開催されることに合わせて、当基金を有効に活用 していく方針である。

(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

長寿社会課作成の平成24年度から平成26年度までの使用実績及び平成27年度以降の使用計画を確認した結果、「県民の健康寿命の伸長に向けた施策」の関連事業などに充てられ

ており、基金の設置目的に沿っているものと判断した。

(3)監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

11. 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項							
設置根拠条文	秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金条例						
設置目的	母子家庭	及び父子家庭	並びに寡婦の福祉を増	進するた	め、県がこれ		
	らの家庭及び寡婦の住宅の整備について融資を行う市町村に貸し付						
	けるため。	けるため。					
設置年月日	昭和 50 年	昭和 50 年 3 月 12 日					
所管課	健康福祉	健康福祉部子育て支援課					
造成財源	一般財源						
国の施策事業への	該当しな	<i>٧</i> ′°					
該当の当否							
積立てに関する事項							
積立方針	住宅整備資金貸付金の原資として定額運用を行っている。						
積立限度額や必要	同上						
額							
取崩しに関する事項							
取崩方針	無						
直近3年の具体的	年度	事業名 金額(千円)			金額(千円)		
な充当事業、基金	H24	住宅整備資	金貸付		4,490		
の取崩金額	H25	住宅整備資	金貸付		1,000		
	H26	住宅整備資	金貸付		1,500		
	運用	に関する事項	頁(定額運用基金)				
平成 26 年度末残	Ť	頁金	有価証券		債権		
高の内訳(単位:	100	0,000	_		18,719		
千円)	物	品等	債務		合計		
		_	_]	118,719		
債権(貸付金)の	① 市町村	付へ有利子で	貸付け(所得税非課税)	世帯へは	無利子で貸付		
状況	け)。						
	② 直近:	3か年の貸付	状況:H26…1 件 150	万円、H	25…1 件 100		
	万円、	H24…4件	449 万円				
	③ 回収算	明日到来済み	にもかかわらず回収して	こいない	もの…無		

ひとり親家庭等住宅整備基金は、母子家庭、父子家庭、寡婦の福祉を増進するため、県がこれらの家庭及び寡婦の住宅の整備について融資する市町村に貸し付ける資金として設置された基金である。

当基金と同じような融資制度として、生活福祉資金(社会福祉協議会所管)、母子父子寡婦福祉資金(国の事業)がある。それぞれの制度内容は以下のとおりである。

制度	償還期間	利率	貸付限度額
ひとり親家庭等住宅整備基金	据置期間1年を含めて10年	0.3%	150 万円
生活福祉資金	据置期間 6 ヶ月の後 7年	1.5%	250 万円
母子父子寡婦福祉資金	据置期間6ヶ月の後6年	1.5%	150 万円

上記制度は、対象者が以下のように異なる。

ひとり親家庭等住宅整備基金:母子・父子・寡婦

生活福祉資金:低所得者・障害者・高齢者

母子父子寡婦福祉資金:ひとり親家庭等住宅整備基金と同様

つまり、母子・父子・寡婦に対する施設整備に係る融資制度として、ひとり親家庭等住宅整備基金と母子父子寡婦福祉資金中のメニューの1つとしての住宅資金の2つの制度が並存し、さらに低所得者・障害者・高齢者の要件も満たせば、生活福祉資金中のメニューの1つとしての総合支援資金と合わせた3つの融資制度が並存することになる。

ひとり親家庭等住宅整備基金による融資は、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金に比べて、償還期間が長く、ゆとりある返済計画が立てられることや、利率が低いことから、 ひとり親家庭等にとっては、他の制度よりも利用しやすい制度となっている。

また、生活福祉資金は他の貸付制度を補充する性格を有するため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けが優先される取扱いとなっている。

ひとり親家庭等住宅整備基金と母子父子寡婦福祉資金とが併用されることはなく、申請者の利用しやすい制度を選択してもらう運用となっている。

一方、一人当たりの貸付限度額は、ひとり親家庭等住宅整備基金が 150 万円、生活福祉 資金が 250 万円、母子父子寡婦福祉資金が 150 万円 (特別 200 万円) となっている。回収 リスク負担の観点から見ると、ひとり親家庭等住宅整備基金は、県が市町村に貸し付ける ため回収リスクは市町村が負い、県にとっては回収不能となる心配がないのに対して、母子父子寡婦福祉資金は、県が直接県民に貸し付けていることから回収リスクを県が負う。

(貸付金に対する回収リスクの検討)

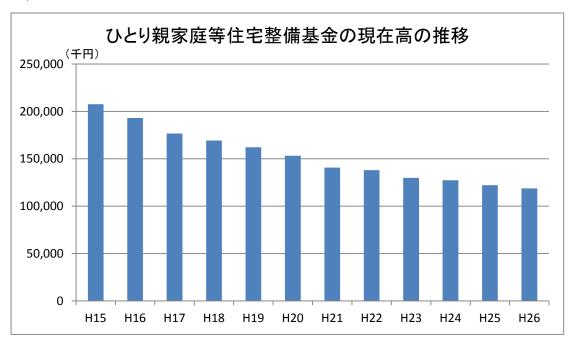
融資の相手先は全て市町村であるため、回収不能となるリスクは低いものと判断した。

(2) 基金残高の推移

基金残高は、設置当初の昭和 50 年度末時点では 50,000 千円であったが、その後新たな貸付けに対応するために積み増し、昭和 58 年度末時点で 537,238 千円に達した。

昭和59年度以降は貸付額より償還額の方が多くなり、貸付実績が減少していたことから、

5億円もの基金を保持する必要はないと判断し、定額運用基金ではあるが、昭和61年度以降は年度中の償還額と新規貸付額の差額を取り崩し、現在は預金100,000千円、貸付債権18,719千円の水準となっている。



(3) 監査の指摘事項・意見

(意見9)基金の設置の意義について

昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。

ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。

また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。

12. 秋田県公的医療機関等設備整備基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項							
設置根拠条文	秋田県公的医療機関等設備整備基金条例						
設置目的	公的医療	公的医療機関等における医療設備の近代化を推進するため。					
設置年月日	昭和 46年	三4月1日					
所管課	健康福祉	健康福祉部医務薬事課					
造成財源	一般財源	一般財源					
国の施策事業への	該当しな	ν ' _°					
該当の当否							
積立てに関する事項							
積立方針	定額運用基金であり、追加の積立ては行わない方針である。						
積立限度額や必要	定額運用基金のため、積立額の目標等はない。						
額							
取崩しに関する事項							
取崩方針	定額の基金であり、基本的に取崩しは行わない。						
直近3年の具体的	年度	年度 事業名 金額(千円					
な充当事業、基金	H24	H24 なし (
の取崩金額	H25	H25 なし			0		
	H26 なし			0			
		運用に関	関する事項				
平成 26 年度末残	予	頁金	有価証券		債権		
高の内訳(単位:	51	,392	_	2,	,032,105		
千円)	物	品等	債務	合計			
	—			2,083,496			
債権(貸付金)の	債権のう	ち、以下の未	収金がある。				
状況	債務者	: S 氏					
	債権額	: 74,744,083	3円(H26年度末時点)				
	上記のほ	かには、回収	期日到来済みの未回収付	責権はな	ر ک ^ا ن		

公的医療機関等設備整備基金は、公的医療機関等へ設備投資資金の貸付けを行う基金である。

秋田県立病院機構は、脳血管疾患、循環器疾患の三次医療を中心とした医療を提供しているが、その他の三次(救急)医療、二次(救急)医療、地域医療等政策的な医療については県以外の公的医療機関、救急医療機関、医師会病院等が担っている。そのため、県立病院の代わりに県内の地域医療を担う中核的な公的医療機関等を援助することで、県の医

療施策を推進するという構図がある。

公的医療機関等に対する援助策の 1 つとして、県内の公的医療機関等の医療機器の近代化の推進を目的とした貸付事業を当基金により行っている。貸付利率は農業近代化資金¹³の利率に準じて 0.9% (平成 26 年度末現在) であり、これは民間貸付けより少し低い水準である。農業近代化資金の利率に準じたのは、当該資金で医療機器の購入のための貸付利率を定めていたこととの整合性を図ったものである。

貸付けと回収を行う定額運用基金であり、運用益は一般会計の収入である。

貸付けを希望する医療機関に事業計画に基づいた設備購入計画を提出させ、設備の購入 資金を貸し付ける。運営資金に対する貸付けは行わない。

貸付対象となる公的医療機関等は条例に規定されており¹⁴、それぞれ法的に範囲が明確に 定められている。

貸付けは、予算書、収支決算書、貸付金調書等を審査して判断している。貸付金調書は 医療機関が決算状況や設備投資の方針などを記入するものであり、以下に様式を掲載した。 借入金や現金預金などのストック情報は貸付金調書に記入された残高で確認しており、貸 借対照表やその監査報告書などは入手していない。

農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が利子補給を行う措置等を講ずることとし、もって農業経営の近代化に資することを目的とする貸付けである。貸付対象である農村における環境整備に必要な施設に診療施設が含まれている。(農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第 2・3(2))

¹³ 農業近代化資金

¹⁴ 秋田県公的医療機関等設備整備基金条例

第三条 資金は、次に掲げる医療機関の開設者で、知事が指定する整備事業を行うものに対して貸し付けるものとする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関

二 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条に規定する救急病院又は救急診療所

三 一定の地域内の医師を会員とする一般社団法人である医師会が開設する医療機関

<公的医療機関等設備整備資金貸付金調書の様式>

公的医療機関等設備整備資金貸付金調書

病院名 担当者名 因

	項 目	内	容
1	病院の特色について		
	病院経営、医療方針の特色等について記		
	入して下さい。		
2	平成 26 年度利用状況	・外来患者(延べ 人 1日平均 人)	
	について	・入院患者(延べ 人 1日平均 人)	
	入院、外来患者の動向及び療養環境等	・患者動向	
	の改善策について記入して下さい。	・療養環境等の改善策	
3	医療従事者について	・充足状況	
	医師、看護婦、薬剤師従事者の充足状		
	況及び確保対策について記入して下さ	・確保対策	
	٧٠°		
4	平成 26 年度決算状況	・損益(千円)・他会計繰入金(千	円) ・借入金
	について	(短期 千円)	
	決算状況及び改善策等について記入し		
	て下さい。	長期 千円)	
		・不良債権の有無有(千円)・ 無	
		・改善対策等	
5	平成 27 年度利用見込	・外来患者(延べ 人 1日平均 人)	
	み等について	・入院患者(延べ 人 1日平均 人)	
	27年度の利用見込み及び決算見込みに		
	ついて記入して下さい。	・損益(千円)・他会計繰入金(千	円) ・借入金
		(短期 千円)(長期 千円)	
6	設備整備について	・医療機器の整備方針	
	整備方針、選定方法等について記入して	・機種の選定方法(選定委員会等の有無等)	
	下さい。	・契約の方法 入札 見積合わせ	その他
		()	
		・設備資金計画 整備総額 (千円)	
		(26 年度)内訳 自己資金 (千円)	
		借入金 (千円)	公的医療機関等設備整備資金

		(千円)					
								上記以外の借
		入金(千円)					
				補助金	(千円)	
				その他	(千円)	
		・機器の購	入 (予定)	時期		年	月頃	
備	考							

(延滞未回収債権について)

個人に対して回収できていない債権が 74,744 千円ある。これは、もともと平成 4 年から 平成 10 年にかけて医療法人に貸し付けていたものであるが、当該貸付先の病院が平成 11 年 8 月に診療報酬の不正請求の発覚により保険医療機関としての指定が取り消されて閉院 したことから、現在は元理事長である個人への債権に切り替わったものである。

債務者に返済の意思はあるものの、他の債権者から強制執行を受けていたため、県は任 意弁済は不可能と判断し、民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った。平成 13 年 2 月に、 新潟簡易裁判所における民事訴訟にて県が勝訴(争い無し)した。

債務者は現在新潟県の病院で勤務医となっており、給与が新潟地方法務局に供託されている。判決以降、年 $1\sim4$ 回程度配当を受け、その配当実績は以下のとおりである。判決時の債権額は 85,685 千円であり、既に計 10,940 千円の配当を受けている。

当該債権は不納欠損していない。その理由は、毎年少しずつではあるが返済されているからである。県の債権管理ガイドラインに照らすと、この場合は不納欠損しないルールとなっている¹⁵。

このペースで返済を受けても、残り 7 千万円近い債権の完済を受けるのに 100 年近くを要し (残債 74,744 千円 \div 14 年間の平均回収額 781 千円=95.7 年)、いずれ回収不能となる可能性が高い。

平成 26 年度の監査委員監査においても、早期回収に向けての取組が必要である旨の指摘を受けている。

-

¹⁵債権管理ガイドラインの規定

債権管理ガイドライン「19 不納欠損処分」には、以下の①から⑤までのいずれかに該当する場合には不納欠損処分する旨が規定されている。

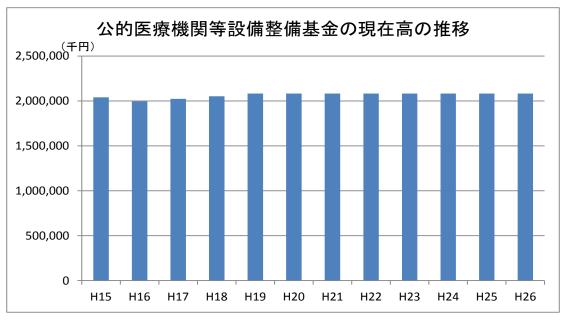
①債権が法令の規定に基づいて免除されたこと。②債権につき権利の放棄の議決があったこと。③債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用(民法第145条)をしたこと。(債権が法律の規定により時効の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したこと。)④債務者である法人の清算が結了したこと。⑤債権で国税又は地方税の滞納処分の例によって徴収するものが国税徴収法第153条第4項若しくは第5項又は地方税法第15条の7第4項若しくは第5項の規定により消滅したこと。

<配当実績>

(単位:円)

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
平成 13 年度	186,121
平成 14 年度	605,617
平成 15 年度	749,878
平成 16 年度	1,079,071
平成 17 年度	1,190,889
平成 18 年度	572,456
平成 19 年度	1,405,911
平成 20 年度	828,998
平成 21 年度	716,968
平成 22 年度	955,108
平成 23 年度	447,627
平成 24 年度	813,786
平成 25 年度	487,819
平成 26 年度	900,217
計	10,940,466

(2) 基金残高の推移



(3) 監査の指摘事項・意見

(意見10) 貸付けに当たっての審査の方法について

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則では、貸付けの要件として以下のように定められている。

(貸付けの要件)

第三条 資金の貸付けを受けようとする者は、資金の償還について十分能力を有する者で なければならない。

貸付けに当たっては、第一に償還能力を審査する必要がある。当基金の貸付けの審査に 当たっては、予算書、収支決算書、貸付金調書等によって償還能力を判断することになっ ている。

借入金や現金預金などのストック情報は貸付金調書に記入された残高で確認しているが、これは医療機関自身が記入するものであり、記述の正確性を確認する必要がある。現状、貸借対照表等の決算書や監査報告書などは入手していないが、少なくとも、貸借対照表を作成する法人にはそれを提出させた上で、償還能力を判断することが望まれる。

厚生農業協同組合連合会(JA 厚生連)のように一定規模以上で会計監査を受けている法人は、その監査報告書の提出も求めるべきである。

また、貸付けの審査の際にヒアリング調査を行なっていない。新規の貸付先などリスクが高いと判断される貸付けについては、ヒアリング調査を実施し、償還能力を審査することが望まれる。

(意見11) 連帯保証人及び物的担保について

連帯保証人及び物的担保に関して、平成12年度の包括外部監査報告書で指摘されている。 その措置状況が平成19年度の包括外部監査報告書に以下のとおり記載されている。

【平成 12 年度の指摘・意見に対する平成 19 年度における措置状況(抜粋)】

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在(平成 19 年度)の状況	
		及び意見	
2. 債権保全手続の方法につい			
ア 連帯保証人の保証能力	検討します。	新規貸付先について連帯保	
を検討する手続を加える必		証人を 1 名から 2 名にした	
要がある。		が、保証能力を検討する手続	
		きは追加されなかった。	
		【監査の意見】保証人の保証	
		能力確認の実証が困難なた	
		め、手続の追加が難しいとい	

		うことだが、今後もその代替 手段を検討すべきである。 (現在、借入人の財務諸表の
		確認を行っている。)
ウ 何らかの物的担保を徴	検討します。	物的担保については困難と
することを検討する必要が		の判断から実施されていな
ある。		٧٠ _°
		【監査の意見】同基金により
		取得した資産を担保に徴す
		るなど、引続き検討すること
		が望まれる。

これらの平成26年度における措置状況に関して検討を行った。

まず、「ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。」という点は現在も措置されていない。そのため、連帯保証人の保証能力の確認方法に関して引き続き検討することが望まれる。

一方、「ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。」という点も、平成 26 年度において措置されていない。医務薬事課に確認したところ、検討の結果、同基金に よる貸付けは秋田県医療保健福祉計画の主要な施策として位置付けられており¹⁶、物的担保 を徴することを要件とすることで結果的に県の事業の実施に支障をきたす懸念が生じるため、物的担保の徴収までは困難との結論であった。結論には一定の合理性が認められるものと考える。

(意見12)貸付中の財務状況の確認について

現状、貸付け時には審査が実施されているが、貸付中の期間においては貸付先の財務状況を確認していない。貸付期間は7年と長期にわたるため、その間に貸付先の財務状況が悪化することは十分に考えられる。そのため財務状況を把握していないと債権保全の手続に遅延が生じる可能性があり、結果的に債権回収ができなくなるおそれがある。実際に延滞債権が発生していることも踏まえると、財務状況の確認(モニタリング)は貸付期間中も継続して実施することが望まれる。

このようなモニタリングを実施し、財政状況悪化の情報をいち早く入手したとしても、 県が民間金融機関より先に資金を回収することは実務上は難しいとも考えられる。しかし それをもって貸付期間中の財務状況の確認を実施しなくて良いという論拠にはならない。 確実な債権回収のために、継続して財務状況を把握する必要がある。

83

¹⁶秋田県医療保健福祉計画(平成25年3月)各論編第1章第1節より 公的医療機関等設備整備資金貸付事業等により、医療機関の設備整備を支援します。

13. 秋田県地域医療再生臨時対策基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	秋田県地:	秋田県地域医療再生臨時対策基金条例				
設置目的	医療を提	医療を提供する体制の確保を図り、もって県民の健康の保持に寄与				
	するため	するため、県地域医療再生計画に基づく医師の確保、病院等の機能				
	の充実及	び連携の強化	等に係る臨時の事業に	充てるた	め。	
設置年月日	平成 21 年 12 月 25 日					
所管課	健康福祉	健康福祉部医務薬事課				
造成財源	地域医療	再生臨時特例	交付金			
国の施策事業への	経済危機	対策(平成 2	1年4月)			
該当の当否	円高・デ	フレ対応のた	めの緊急経済対策(平原	戎 22 年	10月)	
	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成 25 年 1 月)					
積立てに関する事項						
積立方針	県地域医療再生計画に応じて国から交付される金額を積み立てる					
積立限度額や必要	国からの交付金を積み立てているため、目標 (予定) 積立額、積立					
額	限度額等の考え方はない。					
取崩しに関する事項						
取崩方針	県地域医療再生計画に基づく事業の財源に充てる場合に取り崩す。					
直近3年の具体的	年度	事業名 金額(千円			金額(千円)	
な充当事業、基金	H24	ドクターへリ導入事業、総合診療家庭医育 1,271,0			1,271,016	
の取崩金額		成事業等				
	H25	中核病院医療機能高度化事業、医療ネット 3,499,796				
		ワーク整備事業等				
	H26	災害拠点病院施設整備事業、地域医療連携			618,072	
	寄附講座設置事業等					
		運用に関	関する事項 アイス			
平成 26 年度末残	Ť	頁金	有価証券		債権	
高の内訳(単位:	673	2,066	<u> </u>		_	
千円)	物	品等	債務		合計	
			$\triangle 372,378$	2	299,688	

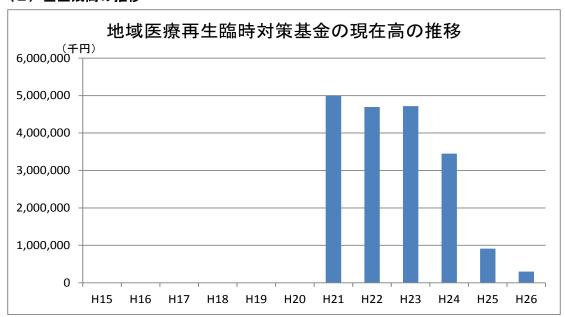
^{※「}債務」に計上された残高は、出納整理における事業支出を通じて、基金を減少させる ものである。

地域医療再生臨時対策基金は、地域医療再生計画に応じて国から交付される交付金を積 み立てており、当該計画に基づいた事業の実施に使用する基金である。秋田県自身の財源 負担による積立ては行っていない。

地域医療再生基金管理運営要領17において、地域医療再生臨時特例交付金の交付の要件と して、基金の造成が定められている18。

なお、当該基金は平成27年度をもって廃止する予定である。

(2) 基金残高の推移



(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

地域医療再生計画に基づく事業に使用されているかどうかは、厚生労働大臣に実施報告 書を提出し、チェックを受けることで担保されていると考えられる。

また、財源である地域医療再生臨時特例交付金は県での基金の設置を条件に交付されて いる。当交付金は平成24年度の補正予算で終了しており、地域医療再生計画に基づく使用 によって残高は減少するのみである。今後も計画的に使用することが望まれる。

監査人が基金の使途を確認したところ、ドクターへリ導入事業、総合診療家庭医育成事 業、中核病院医療機能高度化事業、医療ネットワーク整備事業、災害拠点病院施設整備事 業、地域医療連携寄附講座設置事業等に充当されており、いずれも基金の目的に沿った使 途であることを確認した。

17地域医療再生基金管理運営要領第1通則

地域医療再生臨時特例交付金及び革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金により都道府県に造成され た基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等及び基金を活用して行われる事業(以下「基金事 業」という。) については、(中略) この要領の定めるところによるものとする。 なおこの要領は、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 7条に規定する補助金等の交 付の条件である。

¹⁸地域医療再生基金管理運営要領第2基金の造成等(1)基金の造成

基金は、(中略)地域医療再生臨時特例交付金交付要綱(中略)に基づき、都道府県が国から地域医療再 生臨時特例交付金の交付を受けて造成する(後略)。

(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

14. 秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金

(1)基金の概要

基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金条例					
設置目的	医師の確	医師の確保、地域医療を担う中核的な医療機関の整備、高度又は専門				
	的な医療	の推進その他の当	首面取り組むべき医療に	関する課題を解決す		
	るための	るための施策に係る臨時の事業に充てるため。				
設置年月日	平成 22 年	平成 22 年 10 月 22 日				
所管課	健康福祉	部医務薬事課				
造成財源	一般財源					
国の施策事業への	該当しな	V 'o				
該当の当否						
積立てに関する事項						
積立方針	県民が安心して医療を受ける体制の充実を図るため、医師の確保、地					
	域医療を担う中核的な医療機関の整備、高度又は専門的な医療の推進					
	その他の当面取り組むべき医療に関する課題を解決するための施策に					
	係る臨時の事業に充てる資金を積み立てる。					
積立限度額や必要	地域医療提供体制の確保に当面必要と想定される規模として、100 億					
額	円を積み立てた。					
	基金残高	は基金対象事業に	た当され、年々減少し	ている。		
		取崩しに関	する事項			
基金の取崩方針	医療課題	解決に資する事業	どの財源として取り崩す	。長期的に生じるも		
	のは、長	期計画を立ててレ	いる。			
直近3年の具体的	年度		事業名	金額 (千円)		
な充当事業、基金	H24	高度・専門医療	体制整備事業等	797,866		
の取崩金額	H25	厚生連病院移転	厚生連病院移転新築支援事業等			
	H26	厚生連病院移転	733,107			
		運用に関す	る事項			
平成 26 年度末残		預金	有価証券	債権		
高の内訳(単位:	3	,886,358	_	<u> </u>		
千円)		物品等	債務	合計		
			$\triangle 413,850$	3,472,508		

^{※「}債務」に計上された残高は、出納整理における事業支出を通じて、基金を減少させる ものである。

秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金は、主に、①医師確保、②中核的な医療機関の整備、③高度又は専門的な医療の推進その他の当面取り組むべき医療に関する問題を解決するための施策に係る臨時の事業に充てる基金として設置された。

事業使途の中で最も大きな割合を占めるのは、②中核的な医療機関の整備に関するものである。秋田県では、県立病院の代わりに県内の地域医療を担う中核的な公的医療機関に対して補助することで、県の医療施策を推進する構図がある。当基金は、当該公的医療機関の施設老朽化に応じた改築支援目的の補助事業財源である。

(時限基金であることの妥当性の検討)

当基金は平成31年度までの時限的な基金である。その理由は以下のとおりである。

- ①県内の医療機関に就労することを条件とした奨学金による医師確保対策事業を行っているが、その奨学金を受け取った世代が卒業し、事業の効果が現れてくるのが平成28年度から平成31年度にかけてであること。
- ②中核的な医療機関の整備に関して秋田厚生農業協同組合連合会(JA 秋田厚生連)の財務改善計画における農業協同組合法上の固定比率¹⁹達成の目標年度が平成 30 年度であること。
- ③「第2期秋田ふるさと元気創造プラン」に沿った事業を実施しており、当プランは平成29年度までであること。

これら理由にはそれぞれ合理性が認められ、時限の基金である必要性が一定程度あるものと判断した。

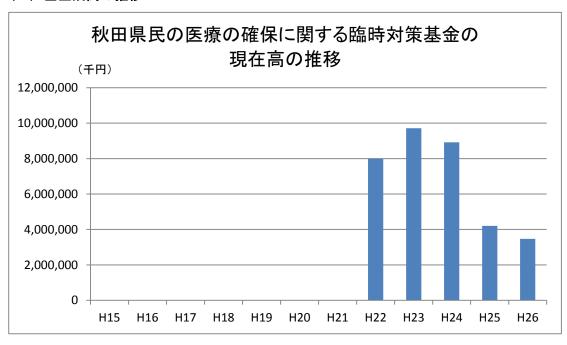
なお、積立てや取崩しに係るマニュアル等はなく、条例のみである。積立額は運用益部 分のみであり、取崩額は毎年対象事業を選定し、予算措置を経て決定されている。

-

¹⁹ 農業協同組合法上の固定比率

JA 厚生連は、農業共同組合法等の規定により、固定比率(自己資本/固定資産額)が 100%以上でなければならない。JA 秋田厚生連は、これを下回る水準となっているが、財務改善計画を策定し、平成 30 年度までにその目標を達成することとしている。

(2) 基金残高の推移



(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

実施事業の内容を査閲し、いずれも基金の設置目的に沿った使用であることを確認した。

(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

15. 秋田県環境保全基金

(1)基金の概要

		其全の輝西				
沙墨坦斯 冬立	北田旧理					
設置根拠条文	秋田県環境保全基金条例					
設置目的	.,.,,	環境の保全を図るため、地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域にお				
	- 7 11 11 7 1				援等地域にお	
			する事業に充てるため。)		
設置年月日	平成2年	3月16日				
所管課	生活環境	部環境管理課				
造成財源	一般財源	: 2 億円				
	地域環境	保全対策費補	助金:2億円			
国の施策事業への	地域環境	保全対策の推	進を図るために行う事	業に係る	基金の造成に	
該当の当否	要する経	費の地方公共	団体に対する一部補助			
積立てに関する事項						
積立方針	平成25年度までは、運用益で目的事業を実施し、余剰が生じた場合					
	に積立て	を実施。平成	26 年度からは、運用益	を基金に	注積み立て、目	
	的事業は基金の一部を取り崩して実施(平成 26 年度に条例改正)。					
積立限度額や必要	基金創設	当初(平成 2	年頃)は 1~3 千万円	程度の運	用益を計上す	
額	る時期も	あり、運用益	のみで目的事業を実施	していく	方針であった	
	が、近年	の低金利下の	状況においては運用益	のみでは	目的事業を実	
	施できず	、基金の取崩	しにより目的事業を実施	施する方	針とした。	
		取崩しに	関する事項			
基金の取崩方針	基金の一	部処分につい	ては、平成26年度から	平成 29	年度までは毎	
	年度概ね	2 千万円を防	艮度とすることとし、平	成 30 年	度以降の処分	
	方針につ	いては、平成	29年度中に見直すもの)とする。		
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)	
な充当事業、基金	H24	レジ袋削減	マイバッグ推進運動		161	
の取崩金額	H25	エコドライ	ブ講習会		142	
	H26	あきたエコ	教育推進事業、地球温暖	化総合	16,586	
		対策事業、	自然公園美化対策事業は	まか		
		運用に関	関する事項			
平成 26 年度末残	7	 頁金	有価証券		債権	
高の内訳(単位:	38	5,522	_		660	
千円)	物	品等	債務		合計	
		_	_	3	386,182	

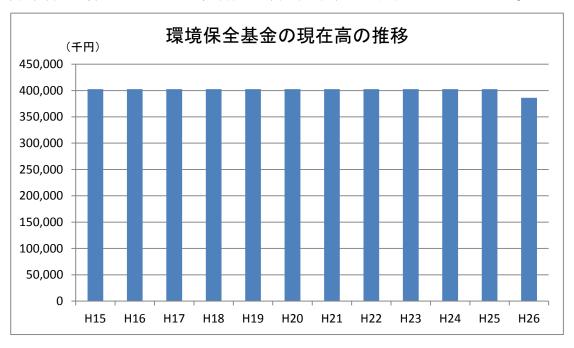
環境保全基金は、地域環境保全対策の推進を図ることを目的に設置された基金であり、 その造成財源の一部は、環境省による地域環境保全対策費補助金が充当されている。その ため、当該補助金の対象事業に係る経費に充当する場合にのみ取崩しが認められる。具体 的には、①地域環境保全活動基盤の整備、②地域環境保全に関する知識普及、③地域環境 保全活動の支援、④地域環境保全活動の促進に係る事業が該当する。

(2) 基金残高の推移

平成元年度の政府補正予算で地域環境保全対策費補助金が認められたことを受け、都道府県及び政令指定都市において、4億円以上の地域環境保全のための基金を設けるのであれば、2億円の国庫補助金を交付できる制度が設けられた。県は、国庫補助金の上限である2億円の交付を受けるため、4億円の基金造成を行うこととし、一般会計から2億円を拠出した。一般財源と国庫補助の比率については、地域環境保全対策費補助金交付要綱で定められている。

当基金は、平成 25 年度まで基金の運用益を目的事業に充当する果実運用型の基金であったが、超低金利状況が続き十分な運用益が確保できない状況が継続していること、地球温暖化対策や循環型社会構築など環境保全事業に関する財政需要は増加しており、追加的な財源が求められる状況であることなどを勘案して、平成 26 年度から基金の処分を行う取崩型に転換した。

今後は、平成29年度までは毎年度概ね2千万円を限度に取崩しを行うこととし、平成30年度以降の処分方針については、平成29年度中に見直しを行うことになっている。



(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

実施事業の内容を査閲し、いずれも基金の設置目的に沿った使用であることを確認した。

(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

なお、基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について、「第3 基金の財務事務に係る全般的事項 3.基金の運用先 (2)監査の指摘事項・意見」の(意見2)の中で述べている。

16. 秋田県林業開発基金

(1)基金の概要

	基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	秋田県林	秋田県林業開発基金条例					
設置目的	林業開発	を推進するた	め、県が公益財団法人	秋田県林	業公社に貸し		
	付けるた	め。					
設置年月日	昭和 41 年	₹3月31日					
所管課	農林水産	部林業木材産	業課				
造成財源	一般財源						
国の施策事業への	該当しな	٧١ _°					
該当の当否							
		積立てに	関する事項				
積立方針	毎年度の	林業公社への	貸付必要額を積立て				
積立限度額や必要	毎年度の	林業公社の事	業や借入金返済等に要	する額に	ついて、収入		
額	で賄えな	い分(収支不	足額)を基金積立てし、	、林業公	社へ貸付け		
		取崩しに	関する事項				
取崩方針	毎年度、	必要額を一般	財源から基金に積立て	し、同額	iを基金から貸		
	付け						
直近3年の具体的	年度		事業名		金額(千円)		
な充当事業、基金	H24	林業公社へ	の貸付事業		567,849		
の取崩金額	H25	林業公社へ	の貸付事業		597,324		
	H26	林業公社へ	の貸付事業		741,949		
	運用	に関する事項	頁(定額運用基金)				
平成 26 年度末残	予	頁金	有価証券		債権		
高の内訳(単位:	100	0,558		24	,892,999		
千円)	物	品等	債務		合計		
		_	_	24	,993,557		
債権(貸付金)の	貸付相手	先:公益財団	法人秋田県林業公社				
状況	直近3か	年の貸付け・	回収の状況(H24・H2	25 · H26)		
	(貸	(貸付け)567,849 千円・597,324 千円・741,949 千円					
	(回.	収)43,735 刊	子円・30,746 千円・100	,558 千日	9		
	回収期日	到来済みにも	かかわらず回収してい	ない債権	の有無:無		

林業開発基金は、公益財団法人秋田県林業公社(以下「林業公社」という。)に対して、 事業の運転資金を融資する目的の基金である。

(林業公社の事業の概要)

林業公社は、森林資源の造成・整備を図り、県土の緑化・保全、農山村地域の振興に寄 与することを目的として、昭和41年に設立されて以来、森林所有者が自らでは造林が困難 な箇所において、分収方式による造林を計画的に推進している。

県自ら当該事業を実施するには年度予算の制約があって支出できる事項が限られているため、県から独立し、年度予算の制約を受けずに自主的かつ柔軟な対応が可能なところに、 林業公社の存在意義があるところである。しかし、木材価格の低迷や労賃の高騰等により、 法人経営を取り巻く情勢は厳しい。

こうした背景から、近年、伐期を従来の想定であった 50 年から 80 年に延長する動きが見られる。林業公社においては、平成 25 年 3 月に、経営期間が昭和 41 年度から平成 95 年度までの 117 年間の超長期に渡ることを想定した第 9 次長期経営計画を策定したところである。

当該計画では、117年間のトータルの長期収支について、分収契約期間の変更による長伐期施業や、分収割合の変更を推進すること等による改善目標が達成されたものとして試算した場合に、71億円のプラスを見込んでいる。

(単位:百万円)

	項目	計画額	摘 要
	伐採収入	106,218	平成 23 年度の平均木材価格により算出
収	補助金	50,660	保育・収穫間伐・作業道等の補助金
	交付金	1,538	森林整備地域活動支援交付金(平成 24 年度まで)
	公庫借入金	15,855	日本政策金融公庫からの借入金
	県借入金	44,553	県からの借入金
入	その他	4,496	損失補償金・市中銀行借入金・受託事業
	計	223,320	
	事業費	87,416	保育・収穫間伐・作業道等の整備費用
	管理費	13,401	人件費・物件費(事務室賃貸料等)
支	公庫返済元金	15,855	日本政策金融公庫借入金の返済
	公庫返済利息	16,079	日本政策金融公庫借入金の利息
	県返済元金	44,553	県からの借入金の返済
	県返済利息	6,490	県からの借入金の利息(平成 18 年度までの借入金)
出	分収金	25,532	分収契約に基づく土地所有者への分収金
	その他	6,831	市中銀行借入金の返済・消費税納付額
	計	216,157	
	収入見込み	7,163	

(外部借入資金の繰上償還)

林業公社は、当基金による秋田県からの借入れのほかに、日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)からも借入れを行っている。

公庫からの借入金は、約定では 15 年~35 年据置の後 10 年~30 年かけて元利均等償還することとなっており、据置期間が非常に長期であり、かつ全体的な借入期間が非常に長期にわたっている。据置期間・借入期間が長いことは、借入当初の短期的視点では目先の償還額が少ないことがメリットに映るが、長期的視点では高金利の借入れを抱えるとそれだけ支払金利負担が重くなり、後年度においてはむしろデメリットとなり、経営を圧迫する要因となりうる。林業公社においても、バブル期に借り入れた利率が 6%超の非常に高い借入金があり、これが経営を圧迫していた。

そこで、林業公社・秋田県・公庫の3者で協議し、平成26年度から補償金なしの繰上償還を行った。平成26年度は、元本1億円を繰上償還した結果、約84百万円の金利負担が軽減された。なお、平成27年度は2億50百万円の繰上償還によって1億92百万の金利負担軽減見込み、平成28年度は2億13百万円の繰上償還によって2億11百万円の金利負担軽減見込みとなっている。

この点は実際の利払額を軽減した取組と言える(なお、財政融資資金を始めとする公的 資金の補償金なしの繰上償還は、実質的には公費によって金利減免することであり、秋田 県が享受した減免分を国民全体で負担したことと同義である)。

なお、秋田県(当基金)から林業公社への貸付利率は、昭和 41 年度から平成 10 年度までは 3.5%、平成 11 年度から平成 18 年までは 1%、平成 19 年度以降は無利子としており、いずれの年度も同じ年度の公庫借入の金利を下回る。にもかかわらず、なぜ、わざわざ高い金利の公庫資金を借り入れていたかというと、秋田県の財政負担軽減のために、林業公社の資金調達を、まずは国庫補助金である造林補助金、次いで補助金で賄えない自己負担分を公庫資金で、さらにそれでも賄えない分を秋田県(当基金)からの借入れで賄う方針としたからである。林業公社の設立も、県の財政運営が厳しかった昭和 40 年頃に、県による分収造林(県行造林)の継続が困難となってきたことから、分収造林の主体を公庫融資が適用となる林業公社に譲ったという経緯がある。

(県における林業公社のあり方の検討状況)

林業公社は、県内唯一の森林整備法人として昭和 41 年に秋田県からの出えんによって設立され、分収方式による森林造成を推進してきた。しかし、分収林事業は 80 年という超長期の事業となることから、収穫の本格化は平成 53 年以降とまだ先のこととなっている。現時点では植林と保育に係るこれまでのコストが積み上がっている状態で、借入金残高は約358 億円に上っている。

以上の現状を踏まえた林業公社のあり方を、第三セクター等の経営に関する調査特別委員会が議論している。以下は、林業公社の存廃に係る委員会の意見である。

(以下、「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会調査報告書」(平成 26 年 12 月 19日) より抜粋)

1) 分収林事業の必要性

(前略) 林業公社が自力造林が困難な森林所有者に代わって森林造成するために設立された法人であることを考えると、土地所有者による森林の管理・経営は難しいものと思われる。したがって、仮に林業公社を廃止する場合は、林業公社に代わって県が分収林事業を継続すべきである。

2) 長期収支の不確実性

長期収支見通しでは黒字を確保している林業公社であるが、様々な前提のもとでの試算であり、今後約70年間という超長期の経営期間において計画どおり黒字を確保できるかは不透明と言わざるを得ない。

(中略)しかしながら、これらのリスクは、林業公社による経営に係るリスクというよりも、事業期間が超長期に及ぶ分収林事業そのものに内在するリスクであり、仮に林業公社を廃止し、県が事業主体になったとしても、これらのリスクが解消されるわけではない。

3) 事業主体による収支上のメリット

分収林事業を継続する上で林業公社を存続するメリットのひとつとして、林業公社に対する県の無利子貸付に係る特別交付税措置がある。(中略)現行の仕組みを前提とすれば、平成27年度以降に当該措置により受け取れる特別交付税の額は約67億円である。

一方、林業公社を解散し、県が事業主体となった場合の経営上の主なメリットは、日本政策金融公庫からの高金利債務を解消できることが挙げられ、その効果は約23億円である。ただし、林業公社を解散する場合は、日本政策金融公庫からの借入金について、損失補償契約に基づき県が一括して償還しなければならない。既に第三セクター等改革推進債の活用はできなくなっており、別の手立てにより110億円を超える財源の手当が必要となる。

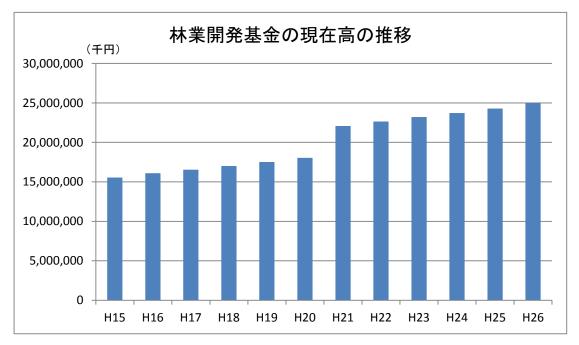
4) 当委員会の判断

(前略)長期収支見通しは様々な前提の下での試算であり、その達成は確実なものとは言い難い。また、特別交付税措置については、既に地方交付税全体に占める特別交付税の割合を段階的に引き下げることが決まっており、林業公社に対する県の無利子貸付に係る特別交付税措置が将来的に存置されるかは不透明である。

したがって、単純に「長期収支も黒字であり、特別交付税措置があるため県財政を含めたトータルの事業収支でも林業公社を存続させた方が有利である」と結論づけることはできない。

(中略)委員会としては、分収林事業の収支改善に確実に効果のある<u>i 高金利債務の解消に向けた協議</u>を日本政策金融公庫と行うこととともに、高金利債務解消の見込みや特別交付税措置の動向に応じて、林業公社の解散を選択できるよう、<u>ii 県が分収林事業の事業主体となることへの備え</u>をしておくべきと考える。また、木材価格の動向や国の制度変更の影響を把握するため、<u>iii 毎年度の長期収支見通しの公表</u>と林業公社の経営と分収林事業の実態に係るiv 県民の理解促進のための情報発信を併せて提言する。

(2) 基金残高の推移



基金の額(すなわち、資金不足による運転資金の融資の累積額)は増加の一途をたどっている。林業木材産業課の説明によると、林業公社は長期間にわたって収支不足の状況が継続しているものの、植栽から 50 年を超えて伐期(投下資本の回収期)を迎える林業においては、その期間における収支不足はあらかじめ計画されたものであり、今後順次伐期を迎えるにつれて収支不足は解消され、それに伴い基金の現在高も減少する見込みであるとのことである。

ただし、将来の木材価格の下落等によって十分な回収が図れず、累積収支不足が解消されない可能性もある。

(3) 監査の指摘事項・意見

(意見13) 将来の貸付金の回収見込みについて

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足(収支赤字)を補填する目的で 支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されること を前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。 この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期 に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期 収支見通しのとおりに事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀 損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されている とおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの 乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金の あり方を検討すべきである。

(意見14) 分収契約期間と貸付期間との不一致について

この貸付金は、基本的に主伐により投下資本が回収される。

現在、長期伐期施業への転換により、分収契約期間が当初の 50 年から 80 年へと延長する契約変更を行い、主伐の時期が先送りになっている。それにもかかわらず、貸付金の償還の据置期間は当初の契約の 45 年~50 年のままとなっている(据置期間後に一括返済)。

伐期の延長に合わせて、貸付金償還の据置期間を延長する必要がある。現在のまま貸付金の償還期限を迎えると、当然、その時点で林業公社には返済余力はないため、不良債権化する。その場合、それを避けるために償還資金の融資(いわゆる折り返し融資)をすることになるであろう。

(意見15)貸付限度額の設定について

当基金による貸付けは、林業公社の収支不足に充てるための運転資金であり、しかも、 林業公社の経営に配慮して無利子で融資しており、林業公社にとっては非常にメリットの ある資金である。

本来、県の事業として実施してもおかしくない事業であるため、無利子で融資すること自体は特段問題視しない。

しかし、一般的に、資金を無利子で貸し付けることは、貸付先に経営改善のモチベーションが起こりにくく、また、資金の効率使用というガバナンスの観点からも望ましくない。

したがって、基金 (=融資額) に上限額を設定することで累積収支不足の拡大に一定の 歯止めをかけることを検討すべきである。上限額に達した場合にはまたその時点で適切な 融資限度額を検討する。この点、林業木材産業課の説明によると、現時点における貸付額は、平成29年度までの5ヵ年計画(アクションプラン)の中で計画値として策定されており、事実上これが上限になるとのことである。しかし、当初想定していた収支見込みが改善しない場合、次期のアクションプランにて計画値の修正を図ることは十分に考えられる。

17. 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金

(1)基金の概要

		基金の概要	に関する事項		
設置根拠条文 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例					
設置目的	発電用施	設周辺地域等	への企業の導入及び当	該地域内	の産業の近代
	化を図る	事業に県が貸	し付けるため。		
設置年月日	昭和 58年	三3月11日			
所管課	産業労働	部産業政策課			
造成財源	電力移出	具等交付金 ²⁰			
国の施策事業への	該当しない	√ ′°			
該当の当否					
		積立てに	関する事項		
積立方針	現在、積	立ての予算化	はしていない。		
積立限度額や必要	基金残高の範囲内でかつ、条例で定める貸付対象となる内容で申請				
額	があったものについて対応するため、必要額は現在の残高とするこ				
	とを基本に	的な考え方と	する。		
		取崩しに	関する事項		
取崩方針	貸付申請	每			
直近3年の具体的	年 度		事業名		金額(千円)
な充当事業、基金	H24				0
の取崩金額	H25				0
	H26				0
		運用に関	関する事項		
平成 26 年度末残	Ð	頁金	有価証券		債権
高の内訳(単位:	372	2,939	_		1,850
千円)	物	7品等 債務 合計			
	374,789				
債権(貸付金)の	貸付実績	なし			
状況	(回収額	H26 1,85	2 千円、H25 8,188 千	円、H24	3,118 千円)

発電用施設周辺地域等企業導入促進基金は、発電用施設周辺地域又はこれに隣接する市 町村の住民が通常通勤することができる地域内において、一定の条件を満たす事業者が、 製造の事業の用に供する設備等を取得する費用について、指定融資機関から融資を受ける

²⁰ 電力移出県等交付金

都道府県内の発電電力量が、都道府県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていること、誘導 地域の面積の和が当該都道府県の総面積の50%以上という要件を満たす県等に対して交付される交付金。

場合の融資額の1/3の額を県が当該指定融資機関に無利子で預託するための基金である。

指定融資機関から事業者への貸付限度額は、設備等取得費用の 1/2 又は 5 億円のいずれか低い額、貸付利率は年 1.8%、融資期間は 15 年以内である。

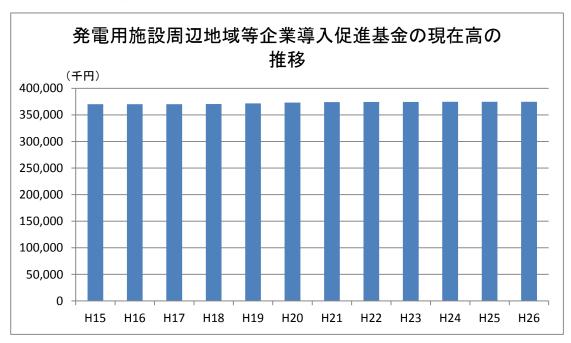
昭和58年の基金設置以後、これまでに30件程度の実績があるものの、ここ数年は経済 状況の低迷や国の通達により「雇用条件が3人以上であること」との融資条件が付されて いること等により、積極的な貸付けに進展せず、平成21年度以降は新規融資が生じていな い。

【図:スキーム図】

101

事業者

(2) 基金残高の推移



(3) 監査の指摘事項・意見

(意見16) 基金の活用について

当基金は平成 21 年度以降活用されていない。預託残高は 185 万円 (平成 26 年度末)であり、それらも平成 27 年度末には全額償還予定である。

県では、平成27年度中に金利を引き下げる等の貸付制度の見直しを含めて有効な活用方法を検討するとのことであり、その結果にもよるが、有効な活用方法が出てこない場合には、基金の縮小・廃止も視野に入れ、基金のあり方を検討すべきである。

18. 秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金

(1)基金の概要

	基金の概要に関する事項						
設置根拠条文	秋田県緊	秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例					
設置目的	失業者に	失業者に対する雇用の機会の緊急の創出、研修の機会の提供その他					
	の就労の	の就労の支援、生活に必要な資金の貸付けその他生活の安定の確保、					
	地域社会	地域社会から孤立するおそれのある一人暮らしの高齢者等と地域社					
	会とのつ	ながりの維持	に係る臨時の事業に充っ	てるため。			
設置年月日	平成 21年	F3月3日					
所管課	産業労働	部雇用労働政	策課				
造成財源	緊急雇用	創出事業臨時	特例交付金(H20~H2	26)			
国の施策事業への	緊急雇用	創出事業等と	して該当あり。				
該当の当否							
		積立てに	関する事項				
積立方針	交付金交	付決定額を積	立て				
積立限度額や必要	積立て限度額なし。						
額							
取崩しに関する事項							
取崩方針	設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に取り崩						
	す。	I					
直近3年の具体的	年度		事業名	4	注額(千円)		
な充当事業、基金	H24	住まい対策	拡充等支援事業		481,659		
の取崩金額		重点分野雇			1,185,030		
			用創造事業(震災対応分	子)	2,561,567		
	H25		拡充等支援事業		150,561		
		重点分野雇			2,179,526		
			用創造事業(震災対応分	子)	515,716		
			地域雇用創造事業		164,406		
	H26		拡充等支援事業		236,426		
			地域雇用創造事業		523,764		
		地域人づく			325,287		
			関する事項 		160		
平成 26 年度末残		頁金	有価証券	f f	養		
高の内訳(単位:	·	39,582	1± 7/r		<u> </u>		
千円)	物	品等	債務		計		
		_	Δ447,121	792	2,461		

※「債務」に計上された残高は、出納整理における事業支出を通じて、基金を減少させる ものである。

緊急雇用創出等臨時対策基金は、国からの交付金を財源として設置された基金である。

当基金の使途は、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」及び「緊急雇用創出事業等実施要領」に記載されており、具体的には、(1)緊急雇用創出事業、(2)重点分野雇用創出事業、(3)地域人材育成事業、(4)震災等緊急雇用対応事業、(5)起業支援型地域雇用創造事業、(6)地域人づくり事業、(7)住まい対策拡充等支援事業の7事業に充てることを目的とする。

交付金は上記 7 事業ごとに別々に交付され、以下のとおり、原則として交付金間での流用はできない。

事業区分	流用の可否	条件
緊急雇用創出事業	条件付き可	重点分野雇用創造事業において、交付
		金を全額執行することが見込まれる
		場合、同事業への流用が可能
重点分野雇用創造事業	不可	_
重点分野雇用創造事業(震災対応分)	不可	_
起業支援型地域雇用創造事業	不可	_
地域人づくり事業(雇用拡大プロセ	条件付き可	地域人づくり事業(処遇改善プロセ
ス)		ス)の計画額が交付額を上回る場合、
		同プロセスへの流用が可能
地域人づくり事業(処遇改善プロセ	不可	_
ス)		

当該7事業は、次頁のとおり、それぞれ実施期限が設けられている。

当該7事業のうち、(3)地域人材育成事業は、重点分野に該当することが交付金利用要件の1つである。そこで、県では、(3)地域人材育成事業を(2)重点分野雇用創出事業に含め、①緊急雇用創出事業、②重点分野雇用創造事業、③重点分野雇用創造事業(震災対応分)、④起業支援型地域雇用創造事業、⑤地域人づくり事業、⑥住まい対策拡充等支援事業の6事業で管理運用を行っている。このうち現在進行中の事業は、⑤地域人づくり事業と⑥住まい対策拡充等支援事業の2事業のみであり、これらの事業も平成27年度をもって終了し、残額は運用益も含め、国庫に返還することになる。

(交付金返還の状況)

過去の返還実績はない。

しかし、当基金には事業区分があり、当該事業区分以外の事業費への流用が認められていないことから、残額について平成27年度と平成28年度の2回に分けて返還する予定である。両年度の返還予定額は各年度の事業充当予定額のうち事業費精算により生じた残余額である。

平成27年度に返還を予定しているものは、(5)起業支援型地域雇用創造事業、(6)地域人づくり事業である。

(5)は国の緊急雇用創出事業等実施要領第 4 10 (1) ⑥21により、最終事業年度が平成 26 年度とされており、残余額を今後使用することが認められておらず、額の確定後に残余額全額を国庫へ返還することとなっている。

(6)は、同要領第 4 10 (1) ⑦22により最終事業年度が平成 27 年度とされているものの、平成 27 年度実施事業は、平成 26 年度末までに事業及び雇用を開始した事業に限られているため、今後新たな事業を展開することができずに、一部を国庫へ返還することが確定している。

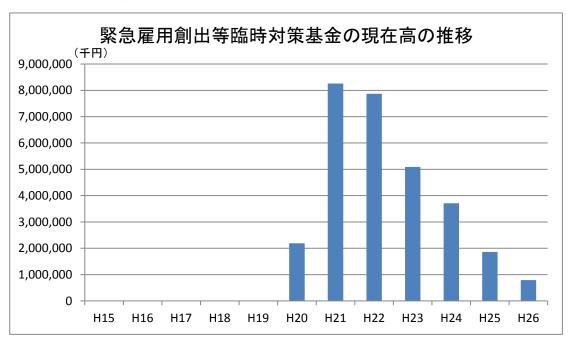
対象事業	事業終了年度	県における管理単位	
(1)緊急雇用創出事業	平成 23 年度	田立	①緊急雇用創出事業
(2)重点分野雇用創出事業	平成 25 年度	緊急雇用	① 舌 占 八 取 豆 田 創
(3)地域人材育成事業	平成 24 年度	雇用	②重点分野雇用創造事業
(4)震災等緊急雇用対応事業	平成 25 年度	創 ③重点分野雇用創造事業	
		創出等臨時	(震災対応分)
(5)起業支援型地域雇用創造事	平成 26 年度		
業		対策	
(6)地域人づくり事業	平成 27 年度	対 策 基 ⑤地域人づくり事業	
(7)住まい対策拡充等支援事業	平成 27 年度	712	⑥住まい対策拡充等支援事業

²¹ 緊急雇用創出事業等実施要領第 4 10(1)⑥ 起業支援型地域雇用創造事業

平成 25 年度末(ただし、平成 25 年度までに開始した事業については、平成 26 年度末)までとする。 平成 26 年度末までに実施した事業に係る精算については、平成 27 年 6 月末まで延長することができる。 22 緊急雇用創出事業等実施要領第 4 10 (1)⑦ 地域人づくり事業

平成 26 年度末(ただし、平成 26 年度までに開始した事業については、平成 27 年度末)までとする。 平成 27 年度末までに実施した事業に係る精算については、平成 28 年 6 月末まで延長することができる。

(2) 基金残高の推移



(基金の使用が設置目的に沿っているかの検討)

実施事業の内容を査閲し、いずれも基金の設置目的に沿った使用であることを確認した。

(3) 監査の指摘事項・意見

該当事項なし。

19. 秋田県土地開発基金

(1)基金の概要

		基金の概要	に関する事項				
設置根拠条文	秋田県土地開発基金条例						
設置目的	公用若し	くは公共用に	供する土地又は公共の	利益のために取得する			
	必要があ	る土地をあら	かじめ取得し、事業の日	円滑な執行を図るため。			
設置年月日	昭和 44 年	F7月1日					
所管課	出納局財	産活用課					
造成財源	秋田県公	共用地取得基	金(廃止)の繰越金に	一般財源を積み立て、			
	その後、	一般財源及び	運用益により積増しし	ている。			
国の施策事業への	該当しな	٧١ _°					
該当の当否							
		積立てに	関する事項				
積立方針	基金の対	象事業(設置	目的に該当する事業)	の増加に応じて基金を			
	積み立て	ている。また	、秋田県土地開発基金	条例に基づき、基金の			
	運用益を	秋田県土地取	得事業特別会計歳入歳	出予算に計上し、その			
	後、基金に積み立てている。						
積立限度額や必要	秋田県土地開発基金条例第 2 条第 1 項において、基金の額は						
額	1,131,472	2千円と定め	られているが、平成 21	年度以降残高は継続し			
	て 13 億円	円台で推移して	ている。				
		取崩しに	関する事項				
取崩方針	基金の取	崩方針の具体	的な定めはないが、こ	れまで、基金の対象事			
	業の減少	により、数次	にわたり基金額を取り	崩した。			
直近3年の具体的	年度		事業名	金額(千円)			
な充当事業、基金	H24	無		_			
の取崩金額	H25	無		_			
	H26	無		_			
		運用に関	員する事項				
平成 26 年度末残	<u> </u>	頁金	有価証券	債権			
高の内訳(単位:	1,330,018 — 13,962			13,962			
千円)	物品等 債務 合計						
	- 1,343,980						
債権(貸付金)の	・秋田県	土地開発公社	に貸付け				
状況							

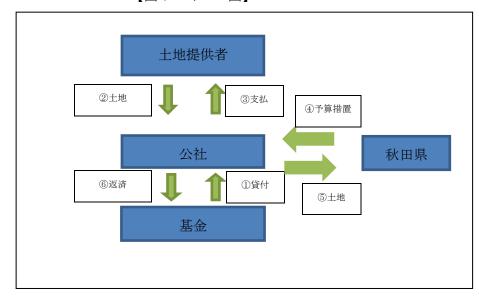
土地開発基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必

要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために活用される基金である。

具体的には土地開発公社に対して貸付けを行い、土地開発公社が土地を先行取得し、後年度において、県が再取得(買取り)をした際に基金の償還を受ける。

なお、土地開発公社の借入相手先は当基金のみであり、外部からの借入金はない。一般的には、土地の取得時には外部金融機関から借り入れ、県からの再取得資金によって外部借入れを償還するという事業スキームもある。この場合、先行取得用地の再取得が遅れるほど(つまり土地を土地開発公社において塩漬け化するほど)支払金利負担が膨らむというケースもあるが、秋田県では、そのようなことはない。

また、基金から直接土地を取得するケースは、平成14年度以降はない。



【図:スキーム図】

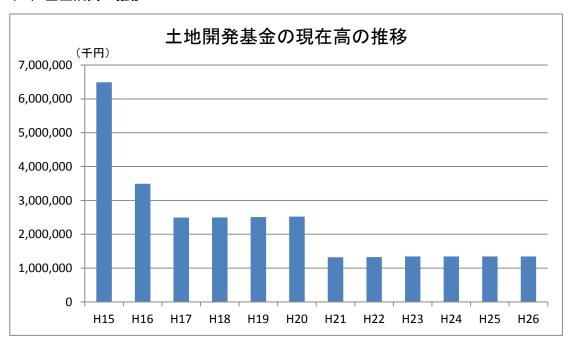
(土地開発基金の今後のあり方)

土地開発公社の所管課である建設政策課において、外部有識者からなる「秋田県土地開発公社のあり方検討委員会」を平成27年5月に設置し、今後も公社に用地あっせん等事業を委託する必要があるか、公社を解散した場合、秋田県で対応が可能か、といった点について検討が行われた結果、現時点で公社を存続することが必要と判断された。

なお、「(2) 基金残高の推移」のとおり、グラフ上のピーク時の平成 15 年度における残高 64 億円 (平成 15 年度以前も平成 4 年以降継続して 63 億円から 66 億円の間で推移しており、平成 10 年度の 66 億円が最高残高。) に比べて現在は 13 億円と残高が著しく減少しており、事業に必要な土地の先行取得を行うという当初目的の意義が薄れてきている。

当基金の存在意義を見出そうとした場合、秋田県が事業認可後に土地の買取請求を受けた場合に一般会計の予算措置を待たずに即応的に土地取得が可能で、一定規模の用地を確保できる点がある。今後は、基金のあり方も検討することが望まれる。

(2) 基金残高の推移



(基金の残高と条例に定められた基金の額との関係)

土地開発基金の残高は近年13億円台で推移しているが、基金条例²³第2条第1項によれば、 基金の額は11億3,147万2千円であり、2億円超の差額が生じている。

この差額が生じた原因は、基金の運用益を基金に繰り入れているが、同条第1項の基金の額は運用益を含める前のものだからである。

この点、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができ(同条第2項)、 それを受けて、基金の額はその分増加する(同条第3項)ため、基金の残高と条例上の額が 不一致であることが条例違反となるものではない。

(3) 監査の指摘事項・意見

(意見17) 土地開発公社への貸付金の回収について

現在の貸付金残高13,962千円は、土地開発公社が県の事業課との協定に基づき都市計画 道路である大浜上新城線用地を先行取得するために融資したものである。現在のところ、 当該計画はあまり進んでおらず、県の再取得に至っていない。

土地開発公社の借金 (=基金の貸付金) は県の再取得以外には償還原資は無いため、貸付金の回収は、県の意思ひとつで実行可能である。現在のところ同路線は事業化がなされ

(基金の額)

第二条 基金の額は、十一億三千百四十七万二千円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

²³ 秋田県土地開発基金条例

ていないため、協定変更により引渡期間を延長しているということであるが、公社からは 早期買取りを求められていることもあり、速やかな再取得が求められる。

そもそも土地の取得資金は基金から土地開発公社に既に渡っており、県は追加的に再取得資金を用意する必要がない。基金を取り崩して一般会計繰入を行い、これによって県が同用地を買い取ることによって、基金の貸付金の回収を図ることも可能であるため、検討すべきである。

20. 秋田県美術品取得基金

(1)基金の概要

		基金の概要	に関する事項		
設置根拠条文	秋田県美術品取得基金条例				
設置目的	美術品を円滑かつ効率的に取得し、及び適切に管理し、もつて県民の				
	文化の向上に資するため。				
設置年月日	昭和 55年	F4月1日			
所管課	教育庁生	涯学習課			
造成財源	一般財源	、寄附金			
	大口定期	預金利息分の	積立て(基本積立金・利]息)	
国の施策事業への	該当しな	٧١ _°			
該当の当否					
積立てに関する事項					
積立方針	大口定期預金利息を一般会計予算等に計上した後、基金へ繰り入れ				
	る。一般会計から追加の積立てを行う予定はなし。				
積立限度額や必要	現状は新規の美術品取得計画は凍結しており、県にとって必要な美術				
額	品が市場に現れた際にそれを取得するのに十分な残高を保有してい				
	る。積立	限度額はなし			
		取崩しに	関する事項		
取崩方針	美術品は	学識経験者で	構成する美術品収集委員	会の意見を徴し、計画	
	の策定、	情報収集、調	査、折衝等を行い選定す	る。基金で購入した作	
	品数は4	98点。ただ	し美術品を取得したのみ	では基金の取崩しは発	
	生せず、	美術品が滅失	した場合や、現金を修繕	に使用した場合に取崩	
	しが発生	する。			
直近 3 年の具体的	年度		事業名	金額(千円)	
な充当事業、基金の	H24	なし		0	
取崩金額	H25	なし		0	
	H26	なし		0	
		運用に関	関する事項		
平成26年度末残高	J	頁金	有価証券	債権	
の内訳(単位:千円)	54	1,090	_	_	
	物品等	(美術品)	債務	合計	
	3,1	65,407	_	3,706,497	

美術品取得基金は、秋田県ゆかりの作家の美術品を効率的に取得するために設置された 基金である。 県にとって必要な美術品を機動的に取得すること及び美術品を適正に管理することを目的に基金を設置している。

県にとって必要かどうかは、大学教授等の学識経験者で構成される美術品収集委員会が 決定する。以前は年間の取得計画を策定していたが、現在は十分な作品数が揃ったことも あり取得計画は策定していない。

取得した美術品は、主に横手市にある秋田県立近代美術館に所蔵され、美術品の保存状態に配慮しながらローテーションで常設展示されている。一部は秋田県立博物館に所蔵されている。美術品は秋田市内にある秋田県立美術館の特別展に使用したり、県立以外の他の美術館に貸し出すこともあり、その際美術品の使用料は徴収しておらず、貸出期間中の保険料や輸送料は、借り受ける側が負担している。現在の収蔵作品数は498点である。

条例上、基金の使用目的は、美術品の取得及び適正な管理とされているが、美術品の修繕に必要な経費等に基金を充当することもできる。ただし、平成 24 年度以降はそのような使用目的での取崩しは生じていない。

当基金で美術品を取得した場合には、預金で保有している部分が美術品に振り替わるのみであり、基金の取崩しは発生しない。そのため、当基金の保有形態には譲渡性預金と美術品とがある。その平成 26 年度末残高の内訳は以下のとおりである。

<美術品取得基金の平成26年度末残高内訳>

(単位:千円)

 区 分 保管先		平成 25 年	平成 26 年度中の増減		平成26年	備考
	VN E JU	度末残高	増加	減少	度末残高	vm ··· y
譲渡性預金	北都銀行	540,900	189	0	541,090	増加は運
	4円41かなま1	540,500	109	0	541,090	用益
	近代美術館	3,120,039	0	0	3,120,039	
美術品						
	県立博物館	45,367	0	0	45,367	
合 計		3,706,308	189	0	3,706,497	

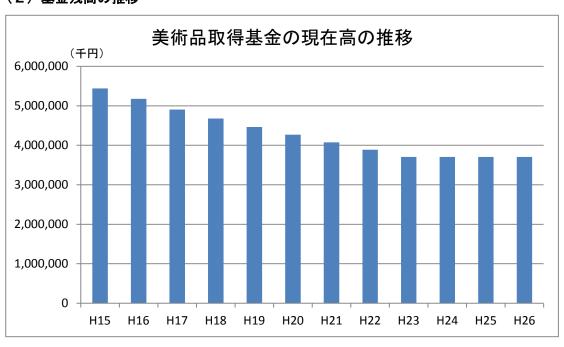
保有する美術品のうち、金額が大きいもの(3千万円以上)は以下のとおりである。

(単位:千円)

<基金残高のうち美術品の明細(3千万円以上)>

作者	作品名	取得年月日	平成 26 年 度末残高 (取得価額)	保管場所
平福百穂	「寒竹双鶴」の左半双	S60.3.25	34,000	近代美術館
平福百穂	「寒竹双鶴」の右半双	S62.3.31	34,000	近代美術館
小田野 直 武	印籠「竹鶴蒔絵印籠」ほか94点	H1.3.29	37,500	近代美術館
ロダン	青銅時代	Н 3.3.4	306,075	近代美術館
北 村 治 禧	妖精Ⅰ·Ⅲ·Ⅲ	H 4.3.27	35,000	近代美術館
清 水 九兵衛	登甲	H 4.10.26	36,000	近代美術館
横山大観	春曙・秋雨	H 4.12.18	30,000	近代美術館
澄川喜一	TO THE SKY	H 5.3.15	58,000	近代美術館
マイヨール	囚われのアクション(腕のない)	H 5.3.15	65,000	近代美術館
下村観山	三保富士	H 5.3.15	65,000	近代美術館
平福百穂	牛	H 14.3.31	67,998	近代美術館
平福穂庵	乳虎図	H 16.3.19	31,500	近代美術館
寺崎廣業	高山清秋	H 16.3.19	38,000	近代美術館
寺 崎 廣 業	瀟湘八景	H 17.3.18	32,000	近代美術館

(2) 基金残高の推移



平成23年度までは、修繕に必要な経費等にも充当していたため、残高の減少が生じてい

た。平成24年度以降は運用益の積増しにより微増しているものの、ほぼ一定額である。

(美術品の保管の状況について)

生涯学習課の説明によると、美術品は基本的に収蔵庫に保管されている。収蔵庫では温度や湿度、さらに照明の管理がされており、美術品が傷みにくい環境に保たれている。また、美術品が傷まないように常に総数の 2 割程度をローテーションで展示している。さらに、美術品には火災保険を付しており、万が一火災が起きた際にも県の財政の影響が少ないように配慮している。

また、ローテーション展示をすることにより、定期的に保管状態を確認している。

(3) 監査の指摘事項・意見

(意見18) 秋田県立近代美術館の常設展料金について

美術館の修繕費等の運営費用も当基金により賄うことができる運用となっているが、本来、美術館の運営費用は、使用料を徴収することでその一部を受益者負担に求めるべきである。

この点、秋田県立近代美術館の常設展の入場料は無料であり、その運営は全額公費でなされている。

しかし、秋田県立近代美術館が入っている秋田県ふるさと村は、秋田県ふるさと村条例 第1条24により、文化継承・文化創造に関する施設であるとともに、観光施設にも位置付け られている。観光施設の要素が入っているのであれば、なおさらのこと、受益者負担の考 え方に照らして入場料金を徴収すべきであると考えられる。

なお、秋田県立美術館は有料である。東北地方の他県の状況を見ても、県立美術館で常 設展を無料としている県はない。

(意見19) 基金の必要残高の見直しについて

美術品の取得は当分の間予定されておらず、約 5 億円の基金の使い途が明確でない。美術品を機動的に収集・取得するという当初の役割は果たしたものとも考えられ、基金の設置目的に照らして、必要な残高水準を見積もり、不要と見込まれた部分について、基金の縮小を検討すべきである。

なお、以上の他に、基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について、「第3 基金の 財務事務に係る全般的事項 3.基金の運用先 (2)監査の指摘事項・意見」の(意見 2)で述べている。

-

²⁴秋田県ふるさと村条例 第一条

秋田県の文化遺産を次代に継承するとともに、郷土の文化を創造する機会を提供し、及び観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もって県民のゆとりのある文化的な生活の向上に寄与するため、 秋田県ふるさと村(以下「ふるさと村」という。)を横手市赤坂字富ケ沢に設置する。

(意見20)美術品取得基金の設置目的について

美術品取得基金の設置目的は、条例において「美術品を円滑かつ効率的に取得し、及び適切に管理し、もつて県民の文化の向上に資するため、秋田県美術品取得基金を設置する」とされている。このうち、「適切に管理」という文言が、美術品の管理を指すのか、美術館の維持管理を含むものなのかについて実際の運用を質問したところ、美術品をよりよい環境で保存するための光熱費、燻蒸費や美術品の修復費用等の他に、秋田県立近代美術館の修繕費にも充てることができる運用になっているとのことであった。なお、この運用はマニュアルや要綱で明文化されているものではなかった。

条例上は「美術品を(中略)適切に管理し」とあるため、美術館の修繕に当該基金を使用することは、目的の範囲を超えた支出となっていた可能性がある。当該支出をする際には、それが目的の範囲に含まれることをなんらか明らかにしておく必要があったと考えられる。

なお、美術館の修繕はある程度計画的に支出できるものと考えられ、美術品取得のような機動性は求められない。他の建物等の修繕と同様に年度の予算措置を経て支出すればよく、基金として保有しておく必要性が乏しいため、本来であれば基金の使用目的に含めるべきではないものとと考えられる。

したがって、美術品取得基金の充当の範囲に美術館の維持修繕を含めるべきか否かを、 基金の目的に沿って整理し、その取扱いを明文化しておく必要がある。

(意見21)美術品の「物品」への移管について

美術品取得基金は預金と美術品で構成されているため、美術品取得基金の残高は美術品 の購買余力を反映していない。

また、基金で保有する美術品は、展示を目的としており売却等は想定していない。そのため、本来であれば地方自治法第239条iに定められている「物品」に該当するものである。

したがって、美術品取得基金で保有する美術品を「物品」に移管し、今後は基金を預金 のみで保有すべきである。

i 地方自治法第 239 条

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

一 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)

二 公有財産に属するもの

三 基金に属するもの